

第8章

多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

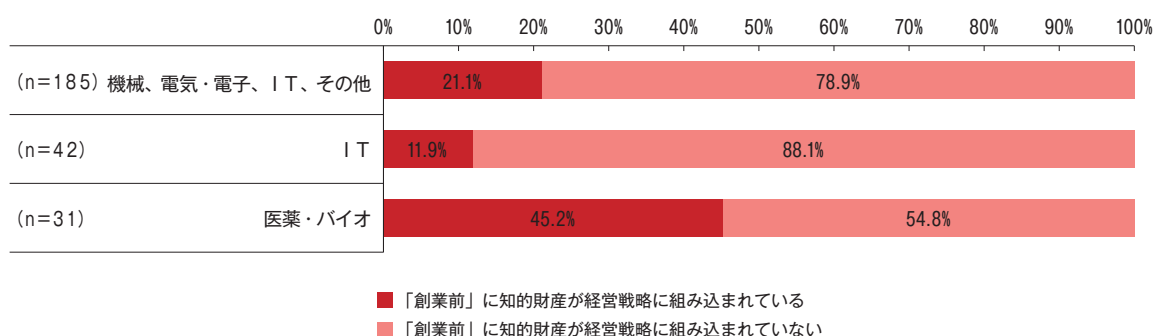
産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業（スタートアップ）には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

革新的な技術やアイデアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まるなど[2-8-1図]、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいえない。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取り扱いを改め、ベンチャー企業に対してさらに支援を強化するため、2018年7月にベンチャー支援班を正式に立ち上げた。ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

2-8-1図 知的財産を経営戦略に組み込んだ時期



(備考) 「機械、電気・電子、IT、その他」には、「医薬・バイオ」は含まれない。

(資料) 平成29年度特許庁制度問題調査研究「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」

(1) スタートアップへの支援施策

① 知財アクセラレーションプログラム(IPAS)

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておくことが必

要であるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ビジネスコンサルタントなどのビジネスの専門家と、知

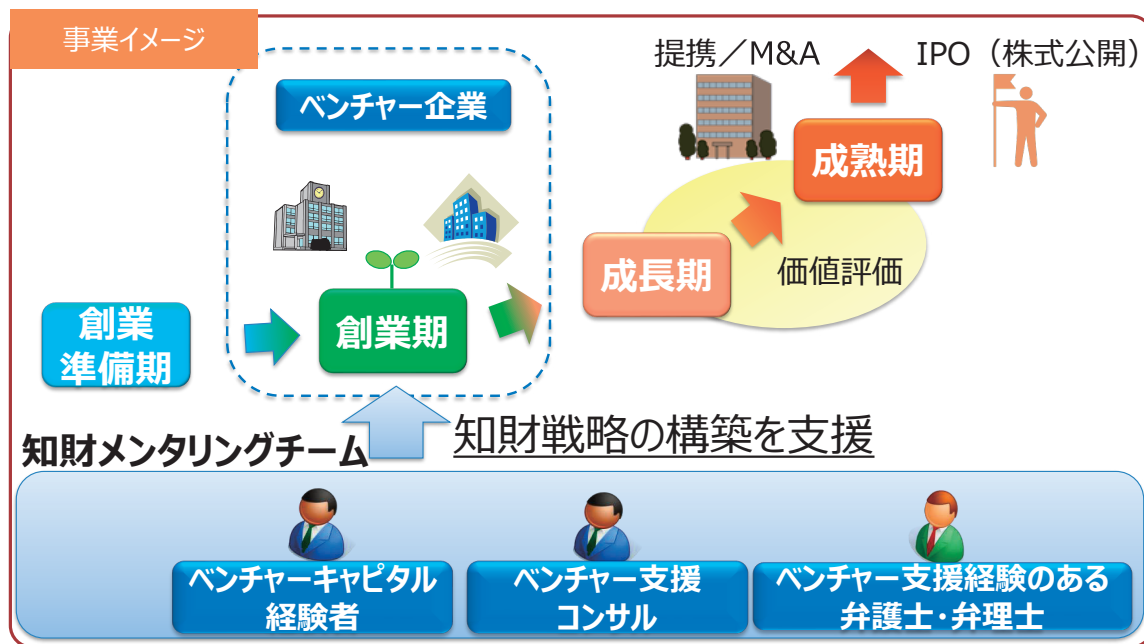
財専門家等からなる知財メンタリングチームを派遣することで、ベンチャー企業のビジネスを後押しする知財戦略の構築や、知的財産権の取得に向けた支援を行う〔2-8-2図〕。

本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を

広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進する。

本事業は2018年度に初めて実施し、2018年度は、10社のスタートアップを採択して支援を行った。2019年度も規模を15社に拡大し実施する。

2-8-2図 創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ



②ベンチャー企業対応スーパー早期審査・面接活用早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを十分に図ることが重要である。

そこで、2018年7月より、特許審査に関するベ

ンチャー企業支援策として、ベンチャー企業を対象とする面接活用早期審査及びスーパー早期審査を開始している。

ベンチャー企業対応面接活用早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2018年実績：9件）。

ベンチャー企業対応スーパー早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、何よりも早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2018年実績：42件）。

③日本発知財活用ビジネス化支援(ジェトロ・イノベーション・プログラム)

特許庁では、JETRO に対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される大型展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2018年度は、シリコンバレー、深圳、ASEAN、ベルリンにおいて実施した。2019年度も、シリコンバレー、深圳、ASEAN（タイ）において実施予定である。¹

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】

- ・設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと

【軽減措置の内容（国内出願）²】

- ・審査請求料 1/3 に軽減
- ・特許料（第1年分から第10年分）1/3 に軽減

【軽減措置の内容（国際出願）³】

- ・送付手数料・調査手数料 1/3 に軽減
- ・予備審査手数料 1/3 に軽減
- ・PCT 国際出願手数料・取扱手数料 1/3 に軽減（2/3 に相当する額の交付）

(2) スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

①スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して普及啓発を行うとともに、実際に知財の専門家に出会える機会を創出している。2018年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計36回、スタートアップが集中する東京を中心に、大阪、福岡等の地方都市でも実施した。

②知財ポータルサイト“IP BASE”の開設

2018年12月には、スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”を新たに開設した⁴。ここでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載するとともに、スタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能などを実装する予定である[2-8-3図]。

1 日本発知財活用ビジネス化支援(ジェトロ・イノベーション・プログラム)について
<https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html>
 2 国内出願の減免制度について
<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>
 3 国際出願の軽減制度について
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html
 4 IP BASE <https://ipbase.go.jp/>



2-8-3図 スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”



③投資家向けの知財手引書の公表

スタートアップにとっては、ベンチャーキャピタルなどの投資家の存在が大きい。このため、投資家が知財を適切に評価・支援することが、スタートアップが知財獲得や知財戦略構築に向けた人的、金銭的資源を確保するためには効果的である。特許庁では、ベンチャー投資家による知財支援にお

いて参考になる資料として、「ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き ～よくある知財の落とし穴とその対策～」を作成した[2-8-4図]¹。本手引きにおいては、ベンチャー投資において陥りやすい13個の落とし穴とその対策について、実際に起きた事例をベースにして解説している。

2-8-4図 投資家向け知財手引き

エンジン シード シリーズA シリーズB シリーズC CVC

落とし穴 8 基本特許は確保したが、他社に周辺知財を押さえられてしまい、事業がスケールしない

よくあるケース

VCは革新的な素材を開発した研究者による大学発ベンチャー企業への投資を考えていました。その研究者の話では「大学で研究成果の基本特許を登録しているから大丈夫。企業との共同研究も順調に進んでいる。」とのこと、VCはこの言葉を信じ、シードラウンドの投資を行いました。

しかし後日、研究者から「共同研究先の企業が素材の用途に関する特許を単独で出願したらいい」という連絡がありました。大きな市場規模が想定されますが、この企業にロックインされるのでしょうか。

基本特許を取っているので大丈夫です

VC 投資

大学発ベンチャー

後日・・・

共同研究先企業

共同研究先企業が素材の用途特許を出願 → 事業化の際にロックインされる?

この落とし穴の類似パターン

- 周辺特許を事業会社に取ってもらって連携を行っていたが、その事業会社と関係が悪化してしまい、事業展開できなくなる。
- 他社から技術者が出向してくることで情報が漏洩し、周辺特許と取られてしまう。
- 事業会社にプレゼンテーションをしたら、アイデアを特許出願されてしまった。

エンジン シード シリーズA シリーズB シリーズC CVC

対策 事業成長に必要な知財ポートフォリオを構築しよう

ポイント1 ポートフォリオが必要であることを理解する

事業を拡大させていくためには、一つの知財（特許権やブラックボックス技術）では十分ではないケースがほとんどである。周辺知財とは例えば、素材等の場合、製造方法、用途、量産技術に関するものが考えられる。また、IT系の技術であれば、同じ効果が得られる代替手段を洗い出し、たとえ自社が採用しないものであっても権利化しておく、他者の参入を防ぐことができる。後発企業の立場になって、ポートフォリオ化をすることが重要である。

ポイント2 基本知財だけでなく、周辺知財も評価し、必要に応じて発明者の採用を支援

周辺知財はコアとなる技術とは異なる技術が必要になることもある。その際、コア技術の分野の発明者だけでなく、必要に応じて周辺技術の発明スキルを有する技術者を採用する。ものづくりやバイオ分野において、量産技術の開発が必要になった場合などが典型例である。

ポイント3 事業提携の場合は情報管理、共同出願に留意する

事業会社等と提携する場合には、情報管理に注意を払う必要がある。プレゼンテーション等で話したことを先に権利化されたり、共同研究先が周辺知財を勝手に押さえてしまう等の事態を防ぐには、機密情報を不用意に話さないことや、事前に自社で出願しておくこと、秘密保持契約や共同研究契約等の契約内容を精査することが必要である。契約書の内容などは、必ず弁護士などの専門家に確認してもらうことが望ましい。

<参考> 知財を使った企業連携 4つのポイント <https://ip-knowledgebases.go.jp/public/>

参考事例 外部企業からの周辺知財の調達をVCがハズオンで支援する

ある米国のVCでは、研究機関からスピンアウトしたベンチャー企業に対して投資を行った。コア技術に関しては元の研究機関から知財の譲渡を受けているものの、事業のユースケースを想定した場合に不足する周辺知財が存在することが明らかになった。調査を行ったところ、海外の企業が周辺の知財を有していることが分かったため、VCとベンチャーが一掃になって海外の企業と交渉した結果、周辺知財のライセンスを受けることができた。

(米国ベンチャーキャピタル)

1 ベンチャー投資家のための知的財産に対する評価・支援の手引き
<https://ipbase.go.jp/public/guidance.php>



「フィットネス・ヘルスケア×AI」で成長する スタートアップFiNCの知財戦略

FiNC Technologies 代表取締役 CEO

溝口勇児氏

ヘルステックベンチャーとして注目されるFiNC Technologies (以下、FiNC)。
ダウンロード数が600万を超える(2019年6月現在)同社のアプリの特徴は、
スマホ上で、歩数・体重・睡眠などのライフログのデータを基に、
AI(人工知能)が美容や健康のアドバイスをしてくれる点にある。
同社の急成長を支えているのが、実は、創業当初から注力している知財戦略である。

現場で痛感した課題の 解決を目指して起業

——まず、FiNCを起業した経緯についていかがいます。

溝口 もともと私はスポーツクラブでトレーナーの仕事に携わっていました。100人以上のお客様のトレーニングを指導するなかで心がけていたのが、一人ひとりに対して適切なアドバイスを提供すること。過去の体重や血圧、トレーニング履歴などの情報を確認するためには、分厚いカルテを参照する必要があります。何年も通っていただいているお客様の場合、何冊ものカルテを見直さなければなりません。私自身、テクノロジーに興味があったことから、こうした人手に頼る作業はいずれ自動化されるだろうと感じていました。そして、そのタイミングが来たと思い、2012年に起業しました。

——「この課題をこういうアプローチで解決したい」という明確なビジョンがあったということですね。

溝口 他の起業家の方々と話をすると、「こういうニーズはあるか」「こういうマーケットはあると思うか」といった質問をされて、違和感

を抱くことがあります。というのは、そうした人たちは「マーケット」を一つの塊と意識していて、お客様一人ひとりを見ていないように感じられるからです。私にとってのマーケットは、個々人のお客様の困りごとやニーズの集合体のようなもの。こうした感覚を持つのは、トレーナーとしての経験があるからでしょう。そんな現場で痛感した課題を解決したいと思って起業しました。

——知財戦略に注力する企業は増えていますが、スタートアップのなかには「特許取得はハードルが高い」と感じている企業もあるようです。そんななかで、FiNCはすでに多くの特許をお持ちです。まず、これまでの特許への取り組みについてお聞かせください。

溝口 すでに170件ほど出願し、53件の特許を取得しました(2019年6月現在)。審査中の100件余りについても、その多くは順次、特許として登録されるのではないかと考えています。最初の特許を申請したのは2014年ごろ。その一つは、先ほどお話しした課題への解決策です。お客様の課題やヘルスデータといった情報に基づいて、AIがアドバイスする仕組みについて特許を取得しました。

【スタートアップへの支援施策】

特許庁は2018年度、スタートアップ支援の強化に舵を切り、各種施策を打ち出してきた。各種施策の詳細については、「第2部第8章1. スタートアップへの支援」を参照されたい。

ビジネスの攻守に 力を発揮する特許戦略

——ビジネスを成長させるうえで、特許の意味をどのようにお考えですか。

溝口 「守り」と「攻め」の両面があります。守りというのは、自分たちがやりたいことをおかしな理由で邪魔されたくないということ。参入障壁にしようという気持ちがまったくないとはいえませんが、誰かに足を引っ張られるような事態を避けたいという思いが強いですね。

一方の攻めは、自分たちの強みをわかりやすく示すことです。FiNCには優れたソフトウェアやエンジニアチーム、ユーザー層の厚みなどいくつかの強みがありますが、特許も大きな柱の一つです。アライアンスパートナーに対して、FiNCという会社を理解していただく際にも、とても有効だと感じています。

——いま、フィットネスやヘルスケアのビジネスには、大手をはじめさまざまな企業が参入しようとしています。

溝口 参入を検討する際には、「自前かアライアンスか」「アライアンスの場合、どこと組むべきか」といった議論が社内で行われるのではないかと思います。大企業であればさまざまなステークホルダーがいて、意見の集約にも相当な時間とエネルギーが必要です。

こうしたプロセスをFiNC側から見れば、その企業が競合相手になるか協業相手になるかで整理できます。その企業がFiNCとの協業を選ぶとすれば、特許は重要な説得材料になり、協業相手が組織内でのコンセンサス形成に要する時間を短縮する効果があるでしょう。

——大企業から見て、FiNCのようなスタートアップと組むメリットはどのようなものだとお考えですか。

溝口 日本には素晴らしい技術を持つメーカー

がたくさんあります。そうしたメーカーの多くが、サービスへのシフトを目指しています。つまり、「モノからコトへ」ということです。ただ、モノづくりに強い企業でも、「コト」のデザインが得意とは限りません。そこで、私たちのような企業が求められているのでしょう。コトや体験をデザインするうえで、当社の持つテクノロジーや知財は欠かせない要素です。

——新たなテクノロジーによって、以前は諦めていた課題が解決可能になっています。

溝口 スマホに代表される新しいデバイス、AIやブロックチェーンなどの新しいテクノロジーによって、多くの課題への解決策が見出されて



溝口勇児（みぞぐち・ゆうじ）

高校在学中からトレーナーとして活動。今日までプロ野球選手やプロバスケットボール選手、芸能人など、延べ数百人を超えるトップアスリートおよび著名人のカラダ作りに携わる。NSPAトレーナーコース修了。トレーナーとしてのみならず、業界最年少コンサルタントとして、数多くの新規事業の立ち上げに携わり、また数々の業績不振企業の再建を担う。再建を託された企業に関しては、そのすべてを史上最高業績へと導く。2012年4月にFiNCを創業。一般社団法人アンチエイジング学会理事。日経ビジネス「若手社長が選ぶベスト社長」に選出、「ニッポンの明日を創る30人」に選出。WIRED INNOVATION AWARD2018イノヴェイター20人。

います。具体的には、高速化や省力化、低コスト化、小型化などが可能になり、これまでできなかったことができるようになりました。低コスト化だけでも、大きなイノベーションにつながります。

たとえば、農業にドローンを導入すれば、肥料や農薬の散布、栽培管理などに役立ちます。もしドローンが何百万円もすれば、購入する農家は限られるでしょう。10万円なら、多くの農家が導入するかもしれません。フィットネス、ヘルスケアの分野でも同じようなことが起こりつつあります。私たちはその具体的なアプローチを考え続けています。

弁理士との "壁打ち" でアイデアを具現化

——特許の出願や取得に際して、弁理士などの専門家はどのように関わっているのですか。

溝口 幸運なことに、とても優秀な弁理士と出会うことができました。何かアイデアを出すと、専門的な見地からアドバイスをしてくれて、私にとっては、よき "壁打ち相手" となってくれています。彼は創業の数年後に入社し、以来、インハウスの弁理士を務めてもらいました。

現在は特許申請の案件が一段落したこともあり、非常勤としてときどき出社するという形です。本人には「いろいろな分野の知見を広げたい」という意向があり、現在は事務所を立ち上げて活動しています。こうしたスタイルは、FiNCにとっても有益です。フィットネスやヘルスケアという分野だけで仕事をしていると、知財に関する発想が狭くなってしまうかもしれません。彼の知見や経験を通じて、私たちは新しい刺激を受けています。

——特許に関する業務は、溝口さんと弁理士の二人で担っているのですか。

溝口 そうです。ただ、優秀な弁理士がいれば

特許を取得できるというわけではありません。一連のプロセスを主導するのは私です。お客様の課題に日々向き合い、テクノロジーやユーザーエクスペリエンス／インターフェース、新しいアイデアについて常に考えているのは私からです。何かアイデアが浮かんだら、すぐに弁理士に話します。ときには、深夜に電話をすることもあり、専門家としての返答を得ることができます。即座に100点の回答は難しいとしても、次に会うときにはしっかりしたレスポンスが返ってきます。

——知財戦略を考えるためには、ビジネスやテクノロジーなど幅広い知識が必要ということですね。これほど多くの領域をCEOだけでカバーするのは大変だと思います。

溝口 容易なことではありませんが、スタートアップの経営者であれば、誰もが同じだと思います。すべての領域を見ているからこそ発想できることがあり、そのようにして生まれたアイデアには力があると思っています。多くの企業はビジネスの成長に伴い、各領域のエキスパートに任せる体制に移行します。当然のことかもしれませんが、専門家任せでは次第に発想がしぼんでしまうような気がします。では、どうすべきか。おそらく、これからも悩み続けるテーマだと思います。

企業の弁理士に求められる三つの資質

——弁理士などのプロフェッショナルには、どのような姿勢や資質が求められるのでしょうか。

溝口 基本的には弁理士も、他の社員も同じだと思っています。その前提でお話すると、私が重視しているのは三つの資質です。

第一に、会社のミッションやビジョンに対する当事者意識。FiNCが成し遂げたいと考えていることに対して、「自分が一翼を担う」とい

【弁理士の育成】

知的財産保護の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士のさらなる育成および活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。より詳細については、「第2部第9章1. (2) ①弁理士の育成」を参照されたい。



● FiNC Technologies が提供しているサービス

「カラダのすべてを、ひとつのアプリで。」をキャッチフレーズにしたスマホアプリ「FiNC」を提供。記録した歩数や体重、睡眠などのデータに応じて専属のパーソナルトレーナーAIが美容・健康面でのアドバイスをしてくれる。2018年には、撮影した食事メニューからカロリーを自動的に計算する「食事画像認識機能」の提供も開始（右下）。都内5カ所でフィットネスジムも展開している（右上）



う強い気持ちで取り組むことです。

第二に、相手の立場で考えること。相手が顧客のときもあれば、社内の他部門やパートナー企業のときもあります。また、競合相手の視点で考えるべき場面もあるでしょう。特許に関していえば、「もしかしたら、相手はこういう手法でFiNCへの特許権侵害を避けようとするかもしれない」と想像してみる。そうした姿勢が、抜け穴のない特許申請につながります。

第三に、自分のことを客観視する力です。100の話聞いたとき、50しかわかっていないのに100を理解したつもりになる人もいます。これでは、自分を客観的にとらえたことになりません。自分は何を理解しているのか、何を理解していないのかを正しく切り分ける能力はきわめて重要だと思います。

——今後、どのようにしてさらなる成長を目指していきたいとお考えですか。

溝口 ビジネスの現場では、「どうやって競合相手に勝つか」という思考に陥りがちです。そ

うではなく、いろいろなプレーヤーを巻き込みながらよりよい社会づくりに貢献したい、と私は考えています。ただ、他者を巻き込むためには、圧倒的な強みが必要です。特許を含めて、自分たちの強みをさらに磨いていきたいと考えています。

——溝口さんは他のスタートアップとの交流に積極的だと聞きました。

溝口 休日などを使って、若手の起業家たちとよく話をしています。特許の相談を受けることも多いですね。特許の出願をサポートすることもあります。さまざまなビジネス領域の話を聞くと、特許については大きなチャンスが残されているように感じます。少なくともフィットネスやヘルスケアの分野には、かなりの可能性、いわばホワイトスペースが広がっています。ハードウェアとソフトウェア、あるいはサービスなどを掛け合わせれば、そこには新たな知財空間が広がっているかもしれません。

（構成・文／津田浩司）

スタートアップ企業にとっても特許権の取得は重要！

特許庁 知的財産経済アドバイザー／明治大学 情報コミュニケーション学部 准教授 山内 勇

現在、特許庁では、「STARTUPS×知財戦略」などスタートアップ支援を推進している。イノベーションを促進するためには、新しいアイデアを持った企業を育成し、既存企業との連携も含め、それを事業化しやすく社会に普及させやすい環境を作っていく必要がある。そして、新たなシーズを持つイノベーションの担い手として、スタートアップに注目しているのである。日本は米国と比べると、新たに開設される事業所のうち小規模スタートアップが占める割合が圧倒的に低いことが知られている（例えば、少し古いデータであるが、比較可能な平成18年事業所・企業統計調査とBusiness Dynamics Statisticsのデータによれば、新規開設事業所のうち5人未満の事業所が占める割合は米国で20.7%、日本で2.7%である）。ここにも、小規模スタートアップを支援する必要性が見て取れる。そのための手段として、特許庁では、特許権の取得支援や啓蒙活動を行っているわけである。

さて、ここでひとつの疑問がわいてくる。果たして本当に特許を取得することがスタートアップの事業活動の役に立つのかという疑問である。特許制度の存在を前提とすれば、当然ながら、制度を有効に活用できる企業の方が競争で優位に立てるだろう。この点で、資金力や技術力が高く多くの権利を保有する大企業ほど、特許制度の恩恵を享受できるため、特許制度はむしろ、大企業と中小企業の格差を広げることになるのではないかという見方もある。もちろん、中小企業に資金の制約がなく、望むだけ権利を取得できるのであれば、制度を適切に活用するこ

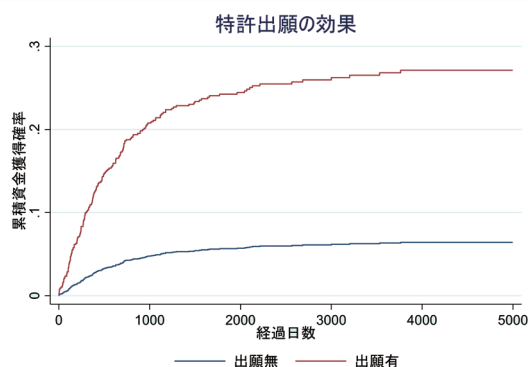
とで、大企業との格差を縮めることができるはずである。したがって、資金の制約に関わらず公平に制度を利用できるようにすれば、制度利用に起因する格差の問題はある程度解消できる。特許庁による中小企業支援・スタートアップ支援もまさにそうした不公平の是正を目的としていると言える。

では、特許制度を活用することで事業活動を有利に進められるという見方に、科学的な根拠（エビデンス）はあるのだろうか。実は、それに関しては、特許庁は毎年、「我が国の知的財産制度と経済の関係に関する調査」（以下、我が国調査）を行っており、かなりのエビデンスが蓄積されてきている。そこでは、経済学者が質の高い実証研究を行っている（近年では統計的な因果推論まで行っているものもある）。例えば平成27年度調査では、中小企業の属性の違いを考慮したうえで、特許を取得した企業は、取得しなかった企業と比べて、統計的因果推論の結果として、売上高や付加価値、研究開発投資が増えることが示されている。これはどちらかという、特許権による事業領域の確保（投資の保護）の効果に着目した研究であるが、中小企業にとって、特許の取得が重要になるのはそのためだけではない。特に、資金繰りは中小企業の事業継続に極めて重要であり、特許権の取得は、投資家に対して自社の技術力や交渉力をアピールする有効な手段と考えられる。仮に技術力において競合企業とそれほど差がなかったとしても、特許の取得は、投資家に安心感を与えることで資金調達を容易にすることも考えられる（シグナリング効果）。

実際、平成28年度の我が国調査では、特許取得がスタートアップの資金獲得可能性を高める結果が示されている。その実証研究を簡単に紹介しよう。コンピュータやバイオテクノロジーなどいくつか選択された業種を対象に、ベンチャーキャピタルからの資金調達額が判明しているベンチャー企業1106社を対象とした分析結果である（ジャパンベンチャーリサーチ社の商用データベースを利用）。

まず、特許出願後にベンチャーキャピタルから資金を得られる確率がどのように変化するかを、図1によって確認してみる。横軸は経過日数で、縦軸はその時点までに資金を獲得できている累積確率を意味している。上の折れ線が特許出願を行った場合の資金獲得確率で、下の折れ線が特許出願を行わなかった場合の資金獲得確率を推定したものである。特許出願を開始した場合の方が、資金獲得確率は急激に上昇しており、早期に資金を得られる可能性が高いことが分かる。また、特許を出願した場合には、資金獲得確率は最終的に28%程度にまで高まるのに対し、出願しない場合には6%程度である〔図1〕。

図1 特許出願と資金獲得確率



注：業種や設立年の影響をコントロールした競合リスクモデルで推定した累積確率である。

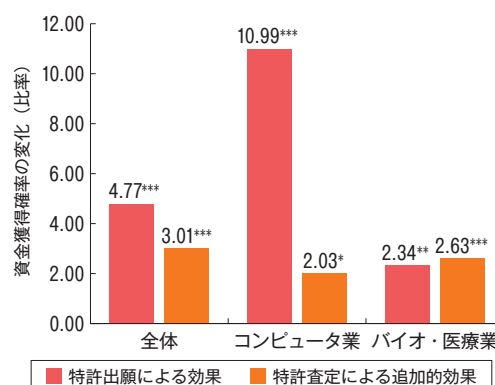
なお、報告書では、業種やベンチャーキャピタルの属性ごとに、他の条件を一定にしたままで、特許を出願（取得）した場合と出願（取得）しなかった場合の資金獲得確率の比率を推定している。その一部を簡単にまとめたのが図2である。図中の数値は、例えば、特許を出願すると資金獲得確率は4.77倍になることを意味している。なお、統計的な有意性の検定も行っており、

*印が多いほど統計的な有意性は高いことを示している。

この図によれば、特許出願やその査定が、統計的にも有意に資金獲得確率を高めることが分かる。また、特許出願の効果はコンピュータ産業で高く、バイオ・医療産業では出願よりもむしろ特許査定の効果や有意性が高いことも分かる。これは、技術が早い業界においては、出願というシグナリングの機能がより重要で、不確実性の高い業界においては、専有可能性や事業領域の確保がより重視されることを示唆している。なお、ここでは省略するが、報告書では、早期に特許査定を受ける企業ほど資金調達可能性が高いことなども明らかにされている。

これらの結果は、特許の出願・取得がスタートアップの資金調達に重要な影響をもたらすというエビデンスを提供している。イノベーションの促進に当たって、スタートアップに期待される役割も大きく、その成長のためには継続的な資金調達が不可欠だろう。したがって、スタートアップが特許出願を行いやすい環境を整えること、早期の権利化を実現することが、イノベーションの促進に寄与するものと考えられる〔図2〕。

図2 資金獲得確率への影響（企業属性の違いを考慮した値）



注：***は1%水準、**は5%水準、*は10%水準で有意であることを意味する。

2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約15%にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1) 戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることが容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、PCT国際出願を予定している中小企業に対し、中小企業基盤整備機構（中小機構）を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、PCT国際出願に係る費用の1/2を助成する予定である。

(2) 地域知財活性化行動計画の実施

2018年6月に策定された「知的財産推進計画2018」では、「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」を重要課題として掲げるなど、中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点から重要である。

特許庁では、2016年9月の産業構造審議会第9回知的財産分科会での議論を経て、「地域知財活性化行動計画」を策定した。同計画では、(i) 着実な地域・中小企業支援の実施、(ii) 地域・中小企業の支援体制の構築、(iii) 成果目標

(KPI) の設定とPDCAサイクルの確立という3つの基本方針に則り、地域・中小企業による知財の取得・活用の促進により、中小企業のイノベーション創出を支援することを目指している。

なお本計画の成果目標（KPI）では、知財総合支援窓口における相談件数や専門人材による支援件数等が全国レベルで設定されており、さらに2017年12月に、各地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため、「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」がとりまとめられている。

これらの全国レベルおよび地域レベルで設定した、成果目標（KPI）の達成に向け、2018年には、同計画に基づき、4月に東京で、10月から11月にかけては地域ブロックごとに、関係者を集めた連絡会議を開催、地域における知財の取組状況や先進的な優れた先進事例について情報共有を行うなどの取組が行われた。

2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」でも、同計画に基づき、地域の中堅・中小企業の知財戦略の強化を促進することとされており、同計画に基づく成果目標と「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」を指標とし、各都道府県や地域の関係機関と一体となって取り組むことで、地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

(3) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援¹

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度からは、従来の地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター²のほか、新たに全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況である。2018年度は48地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、878件（前年度比106%増）を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円（複数案件の場合）

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標

60万円、冒認対策商標³30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

② 中小企業に対する知的財産侵害対策⁴

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度⁵から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2018年度は23件を採択した。

2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2018年度は2件を採択した。また、2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2018年度は29件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援（模倣品対策支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

※2016年度からは税関登録に要する費用も含む

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

2 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業知的財産権保護対策事業）として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。



■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援（防衛型侵害対策事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援（冒認商標無効・取消係争支援事業）

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用（損害賠償・和解金を除く）

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

③海外における知財係争対策¹

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の

「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1（継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1）

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

④海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

○国内外におけるセミナーの開催から現地専門家等を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。

○海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。

○本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。

○現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

¹ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm



(4) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて—中小企業知財金融促進事業の進展—¹

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行う取組（知財金融）を、「中小企業知財金融促進事業」を通じて支援してきた〔2-8-5 図〕。

〈支援スキーム〉

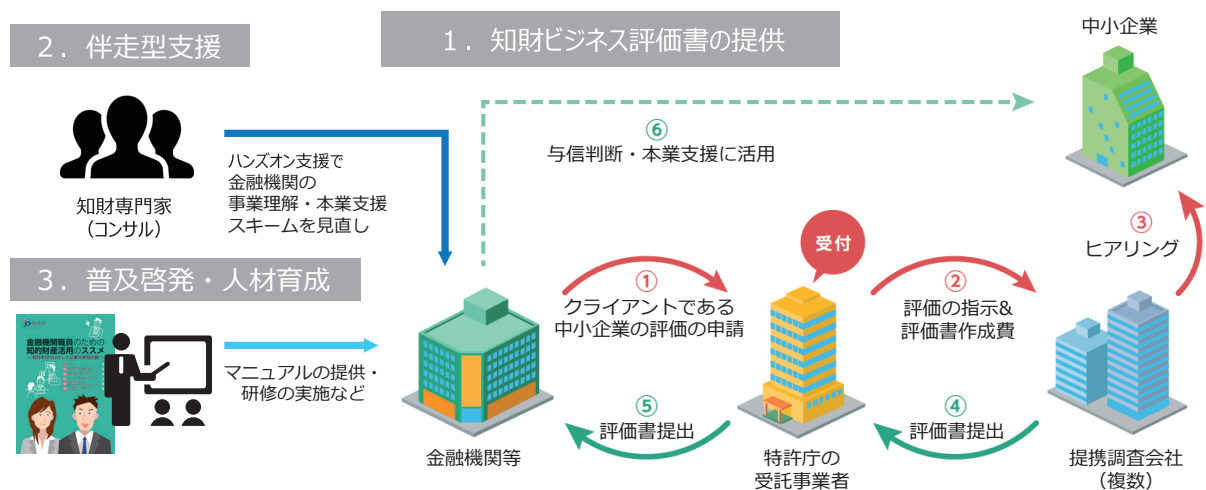
- ・知財ビジネス評価書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書を専門機関が作成し、金融機関に提供する。2018年度は、150件提供。
- ・伴走型支援：知財専門家を金融機関に派遣し、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築する。2018年度は、18金融機関を支援。

- ・普及啓発・人材育成：金融機関職員向けのマニュアルの提供や、研修・フォーラムを開催。2018年度は、3種類のマニュアルを提供し、研修・フォーラムを4回開催。

この事業は、2014年度の試行を経て2015年度から実施しており、地域金融機関における全ての業態において「知財金融」が浸透した（コラム8参照）。

2019年度は、金融機関からの「取引先企業の経営支援（本業支援）を通じて取引先企業の価値を高め、資金需要を創出したい」とのニーズの高まりに応えるため、上記事業に代えて「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を実施し、知財ビジネス評価で見える化した経営課題に対する解決案を「提案」としてまとめた「知財ビジネス提案書」の提供を開始し、地域の中企業支援により注力した事業を進める。

2-8-5図 中小企業知財金融促進事業における3つの支援スキーム



¹ 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。 <https://chizai-kinyu.go.jp/>



「知財金融」の広がり～5年間を振り返って～

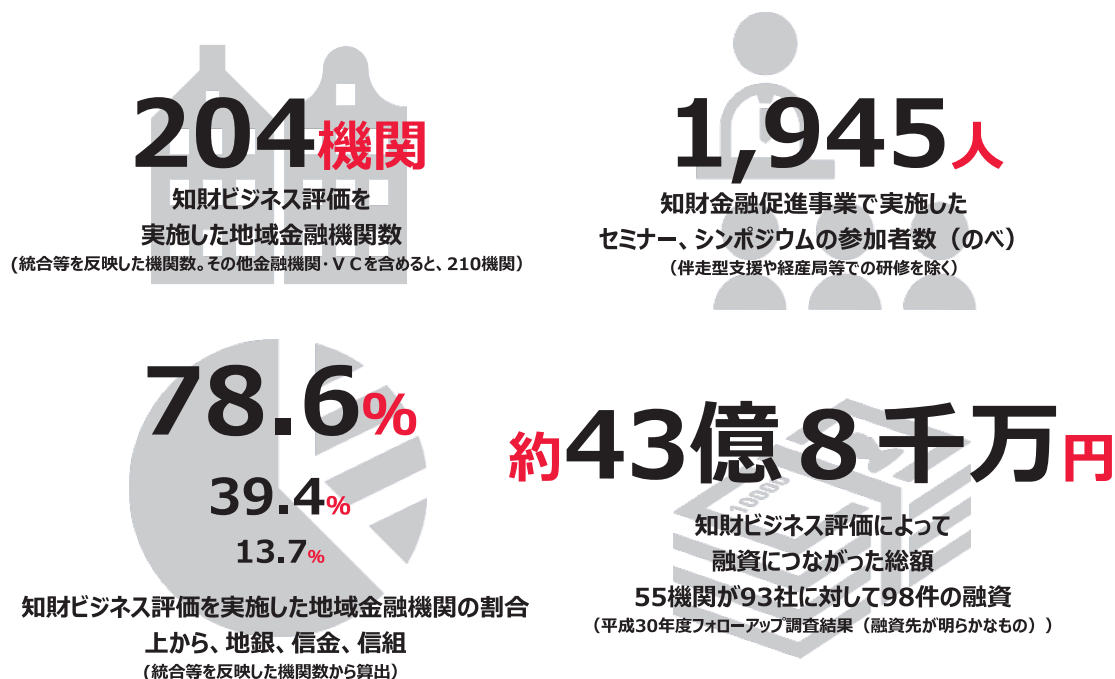
中小企業知財金融促進事業は、試行を含め5年間実施してきた。事業開始当初は知財金融に関心を示す金融機関は少なく、2014年度に一次公募を行った際は僅か3機関からの応募であった。そこから、徐々に知財金融の考え方が浸透し、地域銀行を中心に本事業に参加する金融機関が増加していった。知財金融の金融機関への広がり(成果)は、知財金融委員会(委員長 家森信善神戸大学教授)でとりまとめた「最終とりまとめ」¹が詳しいが、このコラムでは、①定量的な観点として、数値から見た知財金融、②定性的な観点として、金融機関・中小企業からの声、③事業成果の報告会である知財金融フォーラムの開催結果から紹介する。

● 数値から見た知財金融

5年間で210の金融機関²が、本事業を通じて779件の知財ビジネス評価を実施した。金融機関の業態別に見ると、地域銀行の約8割、

信用金庫の約4割、信用組合の1割強に知財金融は広がっており、特に地域銀行での浸透が顕著である。アウトカムの一つと言える融資実績は、44億円ほどに至っている[下図]。

図 数値から見た「知財金融」



● 金融機関・中小企業の声

① 金融機関における知財金融

金融機関における知財金融の取組は様々だが、取引先企業とのコミュニケーションの深化を入り口として、与信判断・本業支援への活用可能性の検討と実践、組織内での横展開、事業性評価スキームへの反映の流れを経ることが多い。知財ビジネス評価の活用結果として、例えば以下の声が聞かれた。

(1) 与信判断への活用

- ・従来対応困難な資金需要にも対応が可能となり、取引先の成長を支援することができた。
- ・案件審査における定性評価の参考情報として評価書を活用し、プラスの評価に繋げることができた。

¹ 中小企業知財金融促進事業「最終とりまとめ」(2019年3月)は、知財金融ポータルサイト (<https://chizai-kinyu.go.jp/>) で公表している。
² 2019年4月末現在で、金融機関合併等を反映させた金融機関数。知財ビジネス評価を実施した金融機関の実数は214機関。なお、「最終とりまとめ」では実数を掲載している。



(2) 本業支援への活用

- ・知財に関する課題に対し、公的機関や専門家を紹介してこれに対応した。
- ・企業の強みを把握し、商談会出展の勧奨を行った。

②中小企業における知財金融

一方で、評価の対象となった中小企業からみた知財金融はどうか。2018年度事業では、直接又は金融機関を通して間接的に、中小企業の方々にとってどのような効果・影響があったのかを確認した。自社の強み・こだわりの再認識から、企業内においては社員の意識改革に、企業外においては営業活動の改善につながる効果があったことがうかがえる。

(1) 企業内への効果・影響

- ・自社の価値が客観的に評価されることにより、社員の自信につながった。
- ・経営改善意識の醸成につながり、黒字転換となった。

(2) 企業外への効果・影響

- ・技術売り込みの強化につながり、メディアにも取り上げられた。
- ・自社の「強み」から、産学官連携で新商品の開発検討につながった。

● 知財金融フォーラムの開催～地域金融機関全体への広がり～

知財金融フォーラムは、その年度の成果報告会として、年度末に開催している。2019年3月4日に開催した知財金融フォーラム¹では、4年目となる本フォーラムにおいて初めて、信用組合から事例発表が行われた。

また、18金融機関からの取組成果をポスター展示として公表し、参加者からの投票形式で、示唆に富んでいるとの評価を多く受けた取組を5つ発表した。地域の支援機関との連携を深めて、技術からブランドまで網羅的な事業性評価を進めている地域銀行をはじめとして、売上げ向上に結びつけた信用金庫、さらに信用組合の取組も選ばれ、地域金融機関の全ての業態に知財金融が広がり、根付き始めていること、また、そのような状況が全国の金融機関から注目されていることを感じ取ることができた。

図 注目が集まった5つの金融機関・パネル展示・フォーラム会場



¹ ザ・グランドホール（東京品川）にて開催。参加者数：209名、うち金融機関関係者96名。
知財金融ポータルサイトでも紹介している。

「地域・中小企業向け知的財産関連施策」30年史 ～平成時代を振り返って～

2019年4月30日をもって平成時代は幕を閉じ、5月1日より新たな令和時代を迎えた。

平成以前の特許庁の施策には、地域・中小企業に特化したものはなく、知財制度の整備等、企業全体に係る施策の実施にとどまるものであったが、平成時代には、地域・中小企業における知的財産活動を支えるため、地域・中小企業向け知財活用支援施策を本格実施し、数多くの支援観点を検討し、見直しを進めてきた。

そこで、2018年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」¹を通じて、平成時代の地域・中小企業向け支援施策がどのように展開され、30年間と期間をかけてどのような施策効果を得るに至ったのかを「30年史」としてとりまとめた〔下図〕。

我が国の社会経済状況と地域・中小企業向け支援施策の関係を見ると、政府などによる中小企業等に対する様々な支援の展開に呼応する形で、知的財産面の支援についても充実を

図ってきた経緯が見て取れる。このように、社会・経済の状況を捉まえつつ支援施策を適宜拡充させてきたことが平成時代の特徴と言える。

また、中小企業を支援ターゲットとして明確に

● 平成時代の地域・中小企業向け知的財産関連施策（主なもの）



¹ https://www.jpo.go.jp/resources/report/chiiki-chusho/report_chusho_chizai.html



位置づけたのは、知財活用支援施策として大きな転換であり、実証的な取組を含め様々な取組を実施し、さらに施策の絞り込み・発展へとブラッシュアップを進めてきたことも特徴としてあげられる。

こうした施策を継続して展開し、幅広い知見を蓄積・活用してきたことの成果として、地域・

中小企業の知的財産に対する意識向上や事業活動に好影響をもたらしてきたことが、本調査から確認できた〔下表参照〕。

「令和」という、新しい時代における知財活用を広く伝播させ、企業活動に不可欠なものとするために、様々な取組を通じて、イノベーションの担い手である地域・中小企業を支えていく。

表 地域・中小企業向け知財活用支援施策の成果（調査結果から抜粋）

2018年度 『中小企業の知的財産活動に関する基本調査』より 本調査は以下3つの調査を実施 ・データ分析調査 ・アンケート調査 ・ヒアリング調査	✓ 中小企業における知的財産の活用について、各段階を経て着実な進展が確認された。 ✓ 情報ツール・マニュアル類の作成や訪問型支援・伴走型支援の拡充を通して、知的財産と経営の関係を意識する経営者が増加したことは、平成後半の取組の成果である。 ✓ ただし、解決を図るべき課題に対する認識は従前と同様の内容¹を挙げる経営者も多く、こうした課題解決が今後も重要である。
--	--



¹「従前と同様の内容」とは、本報告書における調査結果によると、①知財活用について意識を持っていない中小企業等が依然として多い、②知財経営の実践が進んでいるが、一部の企業にとどまっている、等があげられる。

(5) 特許情報の有効活用のための支援¹

特許情報とは特許の出願や権利化によって生み出される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少くない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは21.9%²と高い。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を2015年度から実施している。

〔事業内容〕

①特許情報の調査・分析に関する支援

- a. 事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的とし

た、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報調査を実施。(2018年度実績：92件) ※利用無料

- ・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- ・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

- b. 審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減等を目的とした権利取得判断を支援するため、先行文献の調査を実施。(2018年度実績：80件) ※利用料の一部負担あり

②特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

これまでの支援によって生まれた、特許情報を事業活動へ利用する中小企業等の事例をもとに、特許情報を調査・分析することのメリットを普及・啓発するための周知活動を実施する。

¹ お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/sesaku/chusho/bunseki.htm>

² 平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」



3. 大学への支援

我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学の研究を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を行ってきた。2019年度から、これらの支援に加え、専門家が大学研究者を個別訪問し、大学の研究成果の社会への橋渡しを強化する事業を開始する。

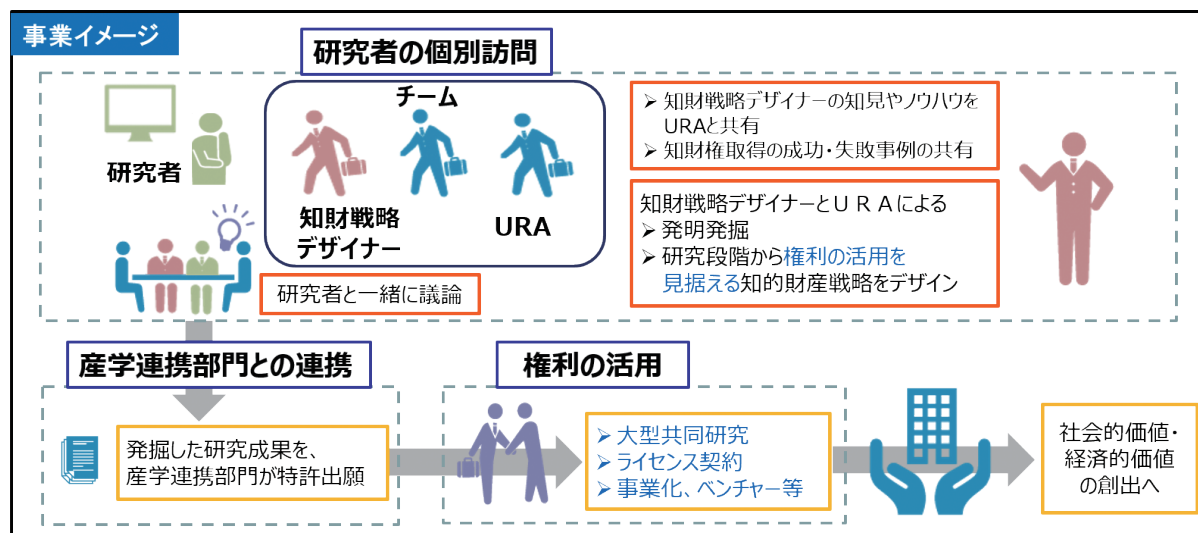
(1) 知財戦略デザイナー

大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーを大学等に派遣する事業を開始する。知財戦略デザイナーは大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない、優れた「知」

である研究成果の発掘を行う。知財戦略デザイナーは、その研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして、研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する〔2-8-6図〕。

2-8-6図 知財戦略デザイナー派遣事業の概要



(2) 知的財産プロデューサー¹

公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

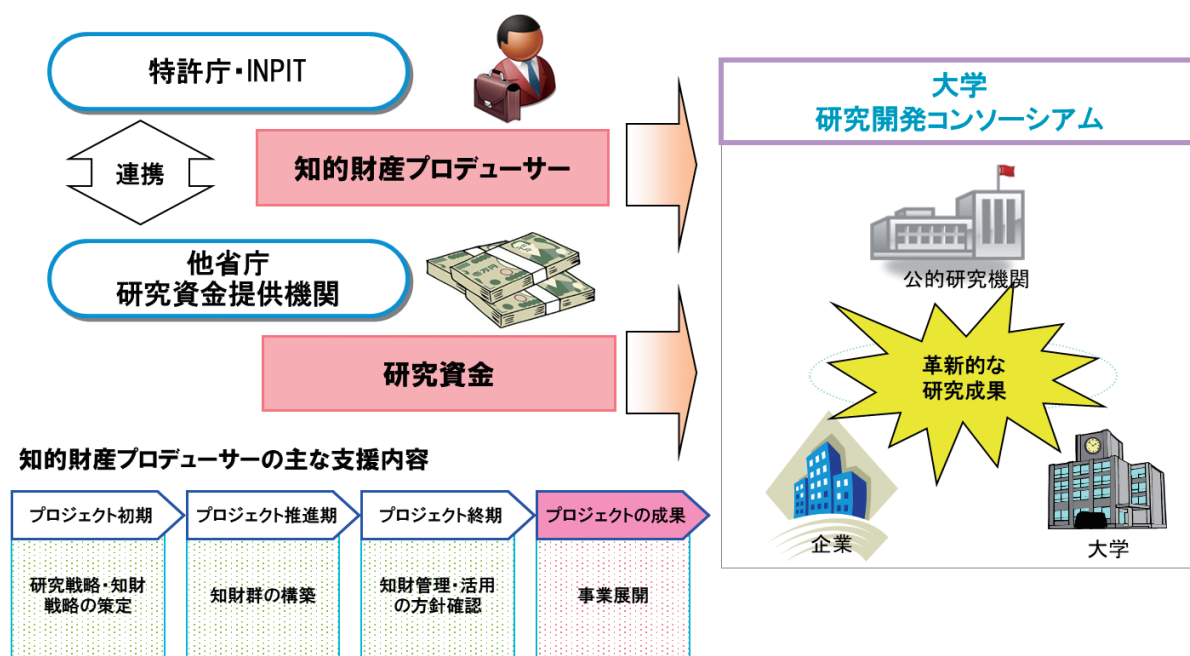
具体的には、プロジェクト初期では知財管理基

盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている〔2-8-7図〕。

◇ 2018 年度実績

派遣：延べ 34 プロジェクト

2-8-7図 知的財産プロデューサー派遣事業の概要



¹ お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「30. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>



(3) 産学連携知的財産アドバイザー¹

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中のプロジェ

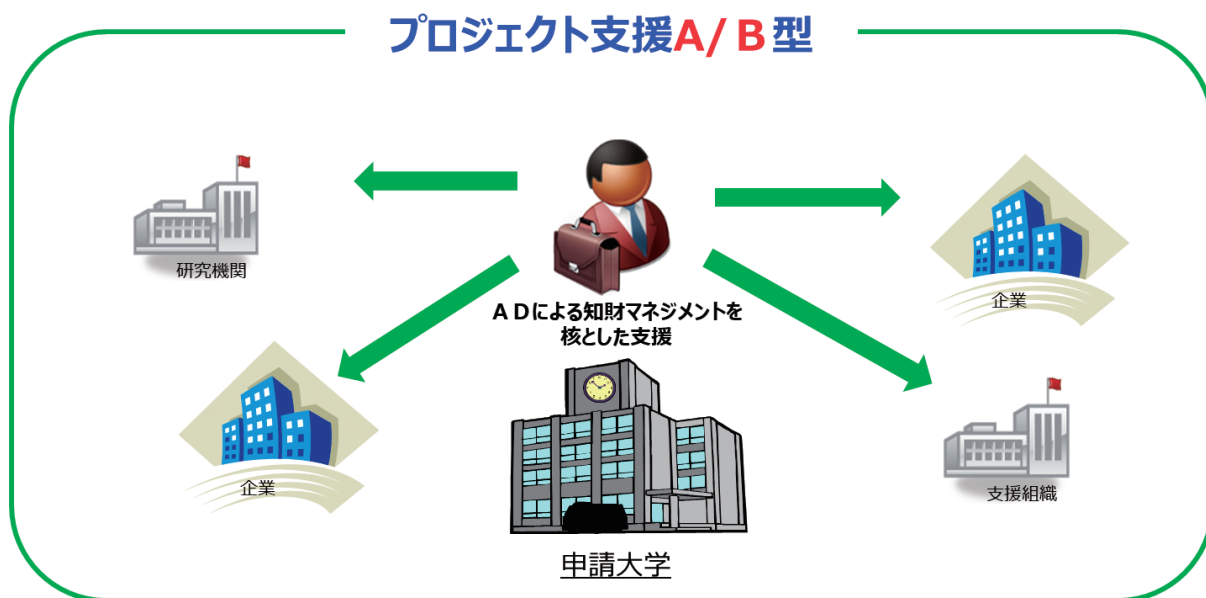
クトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している [2-8-8 図]。

◇ 2018 年度実績

派遣：21 大学

(プロジェクト支援A型 11 大学、プロジェクト支援B型 10 大学)

2-8-8図 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要



プロジェクト支援 A 型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への**加速を支援**

プロジェクト支援 B 型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を**一貫して支援**

(いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す)

¹ お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「30. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>



研究成果を社会実装させることが 研究者の責務であり本来業務

東北大学 国際集積エレクトロニクス研究開発センター センター長 教授
工学研究科電気エネルギーシステム専攻 教授

遠藤哲郎氏(工学博士)

**日本のアカデミアの視点から見ると、特許にはどのような意味があり、
特許を取得することでどのようなメリットを享受できるのだろうか。
現在の半導体研究で最先端技術とされる3D NANDメモリ^{*1}、
MRAMや不揮発性ロジック・AIチップの第一人者である
東北大学教授の遠藤哲郎氏は、従来から特許取得に積極的に取り組んできた。
自身の豊富な経験を踏まえた提言や若手研究者への助言を聞いた。**

「特許オタク」として 週1ペースで特許を申請

——遠藤先生は、半導体の分野で多くの特許を持っていたらっしゃるとうかがいました。

遠藤 特許は、先行者利益を守るためのルールであり、知財の中核です。半導体の領域は、サイエンスとテクノロジー、基礎研究と応用研究が一体化しているだけに、特許を取得して先行者利益を明確にしておくことが重要です。

私は1987年に東芝に入社してNANDメモリの研究に取り組んでいたのですが、「研究成果は特許申請するのが当然」という教育を受け、計算すると週に1件ぐらいのペースで特許を申請していました。今から考えると「特許オタク」といってもいいでしょう。

平日は実験と分析に明け暮れ、週末にその週の研究成果を少し離れた視点から俯瞰して、特許申請を考えるのが習慣になっていました。大学に来てからもこの生活習慣は変わっておらず、東北大学に着任後の申請分も含めて、申請したうちの97%は登録に成功しています。

——特許を考えるポイントは何でしょうか。

遠藤 多数の特許のなかでも、五つぐらいは自

分でもよくできたと自負しているものがありますが、「考え込んでいない」ときに、頭の中に「降りてきた」ものが多いように思います。デスクに向かって考える特許はロジカルシンキングに則っているためか、技術常識がちらつくので奇抜な発想が除外されてしまい、既存の技術の延長線上になりやすい。一方で、突如として頭の中に「降りてきた」特許は、週末に研究を離れて遊んでいるときにひらめくことが多い。そのうちのほんの数件が「着地」に成功するのです。全国発明表彰をいただいた3D NANDの特許も、週末にスキー場でリフトに乗っているときに、ふと頭に「降りて」きました。

——特許で失敗した経験はありますか。

遠藤 東芝の研究所にいたころ、当然ですが、「研究成果を学会で発表するには、先に特許を申請しておかなければいけない」という規則がありました。ギリギリまでデータを取得していたために、学会への投稿期日が迫ってしまい、その時には知財としてあまり重要な案件になると思わずに、熟考しないまま特許の明細書を作成しました。これが大失敗でした。

論文というのは、他の人が再現実験できるように、実験条件を明確に限定し、ある意味成果

^{*1} 半導体不揮発メモリとして、USBメモリやSDカードで広く使われているフラッシュメモリがあるが、近年、微細化の限界から、その大容量化が困難になってきている。これに対して、微細化に加えて、メモリセルを縦方向に積層することで大容量化を図る新しい概念・構造の新規半導体不揮発性メモリが3D NANDメモリである。2013年から量産が始まっており、USBメモリなどの民生品に加えて、データセンターなどのエンタープライズSSDシステムへの応用が広がっている。

を「点」で報告します。しかし特許というのは、一つ上の階層で「面」を押さえていないと役に立ちません。点で権利関係を押さえても世界中の企業・研究所から簡単にすり抜けられ、類似技術に気づいても特許侵害の訴えができませんでした。くわえて、論文は、その時点の最先端成果を報告できればよいのですが、知財は期限が切れるまで、その権利が有効でなくてはなりませんので、先見性が非常に求められます。

第二の「死の谷」を越えられない日本の研究者

——日本のアカデミアは特許についてどのような課題を抱えているとお考えですか。

遠藤 6年前、特許庁の依頼で、特許出願技術動向調査（スピントロニクスデバイスとアプリケーション技術）に取り組んでいました。そこで痛感したのは、「技術が市場に出るまでには、なかなか越えられない『死の谷』が二つあり、日本の研究者は二つ目の『死の谷』を越える人が極端に少ない」ということです。

最初の「死の谷」は新しい技術の黎明期に存在します。少数の研究者の思いつきが技術として成り立つかどうか、各方面から基礎研究が行われます。日本はこの黎明期には強く、多数の特許が申請されます。

技術として成り立つという見込みが立つと、次は「市場はあるのか」という問いが待っています。この答えが出るまでには10年ぐらいかかることが多いですが、その間に世界中で当該技術への特許件数は停滞するか、減少します。これが第二の「死の谷」です。いよいよ市場が見えてくると、イノベーションの段階に入り、二段ロケットのように加速的にさらなる知財出願が産学一体となってなされます。しかし、日本は停滞期に息切れしてしまって、第二の「死の谷」を越えることができないのです。

アメリカは、黎明期の基礎研究に強く、さらに市場立ち上げ後の応用研究にも途切れることなく世界の特許出願数をリードしています。中国、韓国は、応用研究が得意であり、市場が見えてくる第二の「死の谷」時期に一気に特許出願が増えて、日本を抜き去ります。

よく言われますが、iPhoneの内部を見てみると、構成されている部品はほとんど日本製なのに、なぜ日本でiPhoneが生まれなかったのか。技術を統合したプラットフォーマーになることが、日本はなかなかうまくできていません。この傾向は2000年代にさらに顕著になってきました。私は、この意味からも、産学連携のさらなる高度化が本当に必要だと感じています。

世界のプラットフォーマーを目指すCIESの取り組み

——プラットフォーマーとなるために、日本はどのような取り組みをすべきでしょうか。

遠藤 政策的な取り組みを含めて、企業もアカ



遠藤哲郎（えんどう・てつお）

東京大学理学部卒業後、東芝に入社。NANDメモリの開発、事業化に携わった後、1995年に東北大学電気通信研究所へ。学際科学国際高等研究センター教授、大学院工学研究科教授などを経て2012年より現職。縦型構造デバイス、SRAM・DRAM・3D NAND・STT-MRAMなどの高集積メモリ、モバイル・AI・IoTシステムに要求されるスピントロニクスベース超低消費電力化技術、GaN on Siベースパワーエレクトロニクス技術に関する研究に従事するなど、多方面で活躍。

【特許出願技術動向調査】

特許庁では、市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定して調査を実施している。2018年度の技術動向調査の結果については、「第1部第5章1.（2）2018年度特許出願技術動向調査結果」を参照されたい。

デミアも第二の「死の谷」を越える方法を考えなければなりません。研究目標を将来の具体的な社会実装^{*2}に想定し、そこに到達するにはいま何をすべきかを考えるバグキャスティングの発想も、日本の基礎研究者には必要でしょう。ただし、私は悲観していません。日本はまだまだ基礎研究が盛んであり、研究開発の根っこは健全です。根っこさえしっかりしていれば、必ず産業を再生できます。

——遠藤先生がセンター長を務めている東北大学国際集積エレクトロニクス研究開発センター（以下、CIES）は、国際的な産学連携の下、世界のプラットフォームとなるような研究開発の拠点を目指しているとうかがいました。

遠藤 CIESは、東北大学のさまざまな部局で創出された基本技術や、センター自身が生み出した革新的技術を、より大規模に社会実装していくことを目指しています。ひらめいた技術はおもしろいけれど、市場が見えないのでPOC（Proof of Concept：概念実証）だけで立ち消えになってしまう、という事態が日本は多すぎます。これを避け、産業界がきちんと成果を受け取れるところまで責任を持って研究開発するのがCIESのコンセプトです。

CIESは、大型設備投資は民間企業にしてもらい、運営も民間投資など外部資金のみで行う研究拠点です。アメリカ・スタンフォード大学や中国・清華大学のマイクロソフト棟やグーグル棟などと共通する取り組みといえます。

——CIESが取り組む高度な産学連携において、特許はどのような役割を果たしますか。

遠藤 特許取得は、産学連携の大型化、大規模化というメリットにつながります。

実はCIESは、知財を管理する部門をセンター自前で持っています。東北大学に限らず、特許は組織としての資産です。その特許を売却するのかライセンスングするのかは、組織の資産

運用に関わりますから、通常は大学総長の専権事項となります。しかしCIESは、創出する知財管理・運用をセンター長である私に権限移譲していただいています。そのため、企業と共同研究を行う際には、特許ライセンスの扱いまで含めて明記して、研究と知財がワンパッケージとして契約できます。

この制度面での改革は大きな成果につながりました。産学連携で大学と企業が取り組む共同研究の1件当たりの予算で見ると、CIESは全国平均の数百倍に達しています。

CIESは、超低消費電力IoT・AIチップ、MRAM、GaN on Siパワーデバイスとそのパワーエレクトロニクスの3分野で、世界最先端の革新的技術を持っているため、世界中の企業が共同研究に集まってくれています。企業は、「いいアイデアがある」だけでは投資しません。投資に確実なリターンを求める民間企業にとって、特許こそは最大の特效薬です。この業績が評価され、産学官連携功労者表彰で、内閣総理大臣賞を受賞しました。

——特許は、研究者個人にはどのようなメリットをもたらしますか。

遠藤 研究の規模が拡大し、研究者として活躍できる場が広がっていくのがその一つですし、報奨金が得られるのもうれしいことではあります。東北大学に来てから出願した特許群を活用して、最近パワースピン(株)という大学発ベンチャー企業を創業しました。これからこの企業を成長させていくことも楽しみです。

研究論文を「国の宝」にする方法が特許の出願・登録

——日本の若手研究者は、知財や特許にどのように取り組むべきでしょうか。

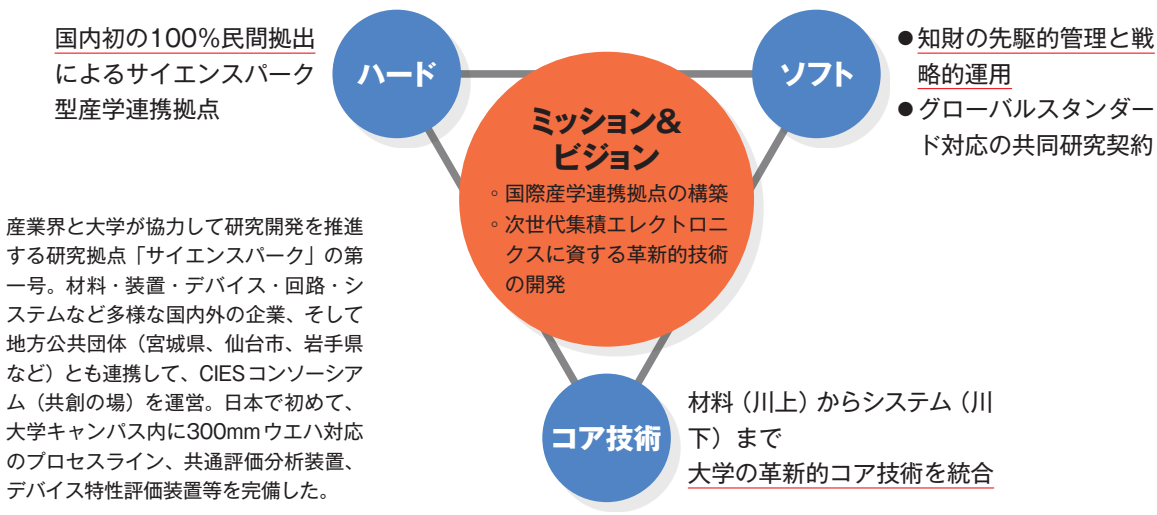
遠藤 若手研究者は、特許の食わず嫌が多いのではないかと感じます。「研究で忙しいのに、

^{*2} 研究などの成果を社会的な問題の解決や経済的な発展に生かすこと。

●東北大学 国際集積エレクトロニクス研究開発センターの概要

国際産学連携オープンイノベーションの推進

- 民間共同研究費と競争的資金等による自立経営(外部資金のみでの運営資金を確保)
- 世界最大規模の産学コンソーシアムを構築



余計な作業で面倒」。そう感じているとしたら、明らかに認識不足です。

学生時代、私は理学部に在籍しており、指導教授の塚田捷先生と井野正三先生から「理学部の研究は100年の計、工学部の研究は10年の計であり、それぞれ時間軸が少し違うのみで、いずれも目指すべき最終地点は社会実装である」と教わりました。この教えもあって、「研究成果をどう社会実装して国民に還元していくのか」を念頭に日々の研究をしなければいけないと考えています。

それはつまり、論文を出版することで、「人類の宝」として科学技術の足跡として残していくと同時に、特許を出願・登録することで、「国の宝」として日本の国際競争力の原動力を日々強化していくことであると考えています。知財を蓄積すること、特許申請を書くこと、これも研究者の大事な仕事であり、責務です。

論文は日々実験したことをデスクワークでまとめていきますが、知財は「自分がやったこと

にはどのような意味があるのか」と一つ上の階層から見直し、昇華させることで生まれます。特許を書く過程で次の実験計画が生まれることもあり、特許は次の研究の糧になるのです。

——民間企業に劣らず、アカデミアも積極的に特許を取得していかなければなりませんね。

遠藤 ただし、論文や特許の数だけで、大学の価値を測ろうというのは間違ったアプローチです。同様に、民活は大事ですが、企業利益の視点だけが大きくなりすぎるのもいけません。アカデミアがまず大事にすべきは、基礎研究の根っこの強化・活性化です。大学で最も価値あるものは、その時の流行に流されることなく、長期的科学技術戦略を力強く支えられるダイバーシティ(多様性)でしょう。大学は、上下左右に広がりがあり、さまざまな革新的科学技術の芽が創出され、その中で学生や若者がいろいろなことを吸収・感受しながら学び、次世代を担う人材が育成されるからこそ、存在意義があるのです。(取材・文/長谷部葉子)

【大学への支援施策】

特許庁では、イノベーションの源泉である大学の研究を社会に橋渡しするための支援を行っている。支援の詳細については、「第2部第8章3.大学への支援」を参照されたい。

産学連携知的財産アドバイザーの支援成果事例

～学校法人川崎学園 川崎医科大学／株式会社メディカルユーアンドエイ～

● 当事者のプロフィール

- ・学校法人川崎学園 川崎医科大学（岡山県倉敷市）

1970 年開学、医科大学・医療福祉大学・短期大学・リハビリテーション学院・付属高校、等を擁する総合医療教育機関かつ附属病院・総合医療センターを擁する地域医療拠点

→ <https://www.kawasaki-m.ac.jp/med/>

- ・株式会社メディカルユーアンドエイ（大阪府大阪市）

外科領域に強い医療機器の製造・販売、開業開設に関するコンサルティング等、漏斗胸手術用インプラント販売の国内最大手

→ <https://www.mua.co.jp/>

○プロジェクトの概要

川崎医科大学小児外科と（株）高山医療機械製作所が協力して開発した「改善された漏斗胸矯正具スタビライザー」の実用化を図ることを目標として開発を進めてきた（バーの使用が1本と2本のそれぞれの患者向けに2種類の製品が対象）。プロジェクト発足の2016年4月時点では第一次試作品が作成された段階だったが、問題点の改良・工夫が順調に進み、2018年3月に（株）メディカルユーアンドエイからPMDA申請、同8月に承認、同11月に保険収載され、翌月より臨床に供することが可能となった。今後は、非対称変形、部分変形患者（形成外科領域患者を含む）に対応した矯正用具と手術方法の開発を進めていく計画である。

○川崎医科大学の技術シーズ

川崎医科大学小児外科は漏斗胸患者の矯正手術の年間施術数が100例に及ぶ、国内で最も症例の多い病院ネットワークの一つである。

多数の手術に携わってきた臨床医が実感する既存品の課題・使いにくい点等の解決のために、臨床医と術具の納入企業との間で器具使用上の改良検討を始め、脳外科術具で著名な（株）高山医療機械製作所と試作品を作成して技術的検討を進めてきた。

○事業化に向けての課題

技術面では、第1次試作品で大学にて模擬的な臨床使用検討を行った結果、1本用は良好であったが2本用は種々不具合が生じることが分かった。

事業化面では、当初から共同で開発していた（株）高山医療機械製作所ではPMDAへの承認申請や販売対応ができないという問題があった。また、販売、製造、臨床実証の三者が円滑に良好な関係を保って開発を進めていく必要があった。

○産学連携知的財産アドバイザーのソリューション

技術面では、改良すべき点を抽出した上でバーの固定方法の考え方を変更し、片側：面接触、反対側：点接触、バー間隔をプリセット方式としたことで課題が解決され、最終仕様品の作成に進んだ。これらの仕様をすべて盛り込んだ特許を1件にして出願¹した。

事業化面では、（株）メディカルユーアンドエイを製造販売業者・開発の主導者とし、PMDA承認申請、セカンドサプライヤー候補の起用、米国への販売計画等、事業化計画の練り直しを進めてきた。その際、大学側の視点だけでなく、パートナー企業側の立場での課題克服に向けた対応や情報収集を進めてきた。主な内容は次のようなものである。①ビジネスモデルの確認・検討、②パートナー企業（製造・販売）選定・確認、③セカンドサプライヤー（製造）の必要性・選定、

¹ 「漏斗胸矯正バーの固定具および漏斗胸矯正装置」PCT/JP2017/46027（優先日：2017年1月5日）

④特許の出願戦略（PCT 出願）、⑤ PMDA 承認申請（承認）・保険収載情報収集、⑥特許侵害予防調査（問題なし）等

● 川崎医科大学のコメント

- ・2016 年度より本学にて産学官連携の知的財産管理の充実と発展のために尽力していただいた後、2018 年度は本学が有する多くのシーズの中から、「改善された漏斗胸矯正具スタビライザー」の実用化に焦点を当てて、その支援をいただきました。
- ・その成果として、クラスⅢであるこのスタビライザーについて、2017 年初頭の特許申請から始まって、企業との協働開発、さらに臨床的な検討が非常に速やかに展開し、2018 年度において PMDA の承認取得、そして保険収載まで至ったことは、まさにアドバイザー派遣事業の輝かしい結果と捉え得ると感動の中で認識しています。
- ・特に、本学では数年前まで産学連携知的財産管理に関連する事業については、非常に後

進であったことは否めない状況であった中で、2014 年度から、及び現在の 2016 年度からの派遣事業の成果を以て、本学初の医療機器開発が保険収載にまで至るという成果を成し遂げたことは、今後の本学の取組に対して、その他シーズの研究開発の中で、輝かしい先鞭となったと、最大級の感謝と賛辞を届けたいと思います。

● 産学連携知的財産アドバイザーのコメント

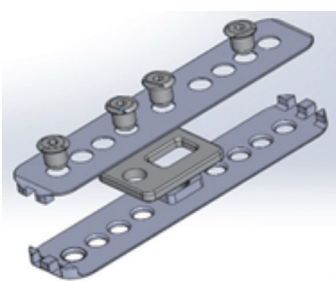
本開発はクラスⅢの医療機器（インプラント）であることから、当初より商品化の達成は時間的に困難ではないかと懸念されていましたが、臨床医・製販パートナー企業・製造パートナー企業の三者が連携を密に開発を進めていくことでスムーズな進展をすることができたと感じています。

〔西山 和成 産学連携知的財産アドバイザー（派遣機関：学校法人川崎学園 川崎医科大学）〕

〈名称：ペクタスジェイ〉（承認番号 23000BZX240000）



（1 本用）

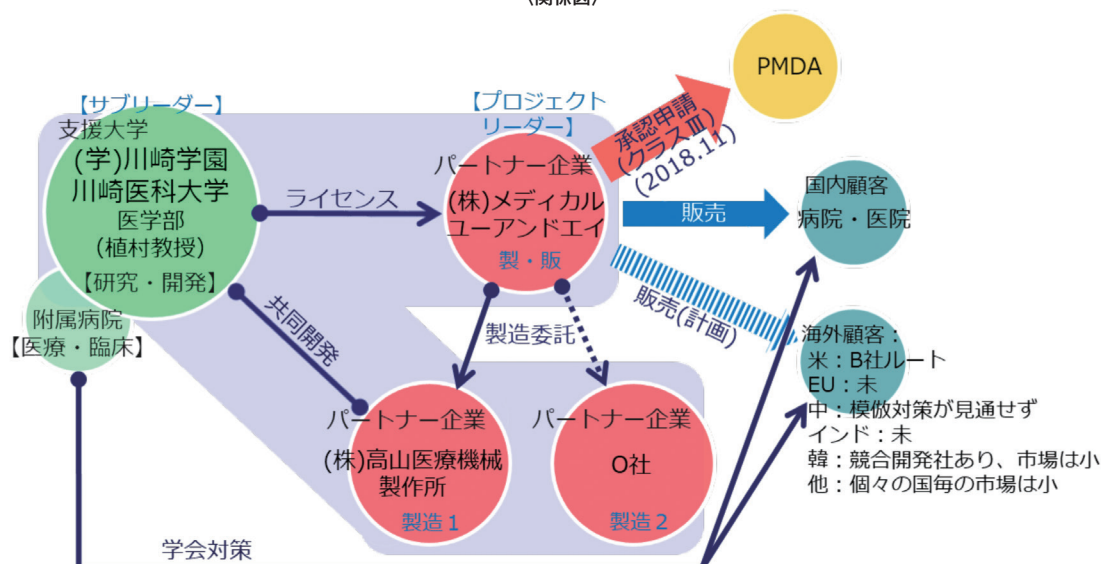


（2 本用）

〈関係図〉



スタビライザー
（従来品の例）



(4) 大学等を対象とした減免等の支援

特許庁は、これまでも大学等の研究者及び大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、国内出願の特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する支援を行ってきた¹。2019年度からは、さらに、PCT国際出願に係る手数料について、大学等は、一定の要件を満たすことを条件として、軽減措置²及び交付金交付措置³が受けられるようになった。具体的には、願書又は予備審査請求書と同時に軽減申請書を提出すると、PCT国際出願に係る送付手数料、調査手数料、及び予備審査手数料が2分の1に軽減され、手数料を全額納付した日から6月以内に交付金交付申請書を提出すると、国際出願手数料、及び取扱手数料の2分の1に相当する額を、国際出願促進交付金として受け取ることができる。

あわせて2019年度からは、国内出願の減免申請手続を大幅に簡素化した⁴。従来は減免申請を行う際に出願審査請求書または特許料納付書に加え、減免申請書及び証明書類の提出が必要であったところ、これらの書類の提出をせずとも、出願審査請求書または特許料納付書に特記事項として「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載することで料金の減免申請を可能としている。

¹ 第2部第8章6. (2) 参照

² 詳細は https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html を参照

³ 詳細は https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html を参照

⁴ 詳細は <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html> を参照

2



3



4



4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- デザイン・ブランドの権利化やマテリアル作成支援を通じた意識啓発
- 個別支援による知的財産活動の成功事例作りとその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上するため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2018年度には28件の取組を支援した。2019年度も継続して支援を行う。

(取組例)

- クリエイター等のアイデアを活用した知財マッチング
- 地域資源を活用した商品のブランディング及び海外展開支援
- デジタルものづくり促進のための地域支援体制構築支援

(2) INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、「政府関係機関の地方移転に関する今後の取組について」(2016年9月、まち・ひと・しごと創生本部決定)を踏まえ、2017年7月に「INPIT近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)を、「グランフロント大阪」(大阪市北区)に開設した。

同本部では、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携しながらきめ細かい支援を実施するため、以下のような多面的な機能や体制を整備している。

- ・専門家による知的財産に関する高度・専門的な支援。
- ・出張面接・テレビ面接の場の提供。
- ・高度検索用端末による産業財産権情報の提供。
- ・地域の関係機関のネットワークを活用した支援情報の提供や各種セミナーの共同開催。

(3) 事業プロデューサー

我が国の地方には、地理的条件、人口構造、産業構造等の独特の状況に付随した地方特有の社会課題が存在する。これらの課題に対し、事業ニーズ起点で知財シーズ・技術開発力を組合せて事業化構想を行うことができれば、新規事業創出に繋がるといえる。

しかし、各地方では、保有するシーズを活用して新規事業創出に成功している事例が必ずしも多いとはいえない現状にある。その大きな理由の一つとして、潜在的な市場・ニーズを察知しつつ、知財・技術を理解し、魅力あるビジネスモデルをつくり、そして新規事業創出のできる事業化支援人材が各地方に欠乏していることが挙げられる。

したがって、知財の需要と供給を繋ぎ、事業化を構想できる目利き機能を果たす能力を持った専門家を地方に配置し、新規事業創出を活性化することが必要である。

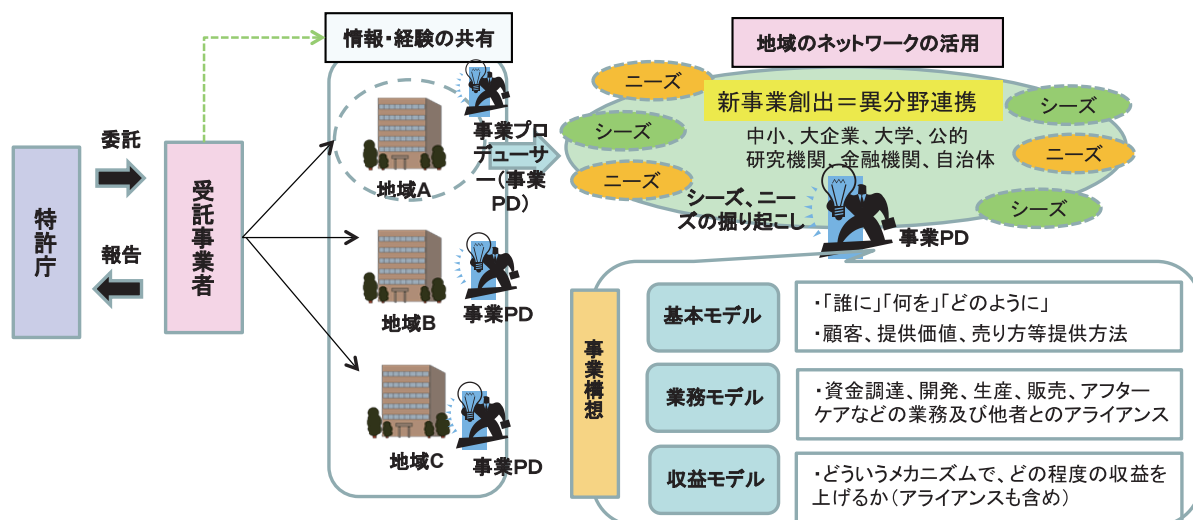
こうした背景のもと、特許庁では、地域における事業化機能拡充のため、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、潜在的なニーズ・シーズを掘り起こして事業を構想し、ニーズとシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓まで含め

た事業創出環境活動を支援する新規事業創出の専門人材「事業プロデューサー」の派遣を行うことによって、地域における事業化創出機能の活性化を図ることを目的とした、「地方創生のための事業プロデューサー派遣事業」を2016年度より3か年の事業として実施した〔2-8-9図〕。

具体的には、有識者委員会の議論を経て選定された、（一社）さいしんコラボ産学官、（公財）静岡県産業振興財団、（公財）北九州産業学術推進機構の3機関に事業プロデューサーを派遣し、潜在ニーズ及びシーズの掘り起こし支援、地域ニーズに基づいた新規事業構想支援、成功事例・失敗事例の収集・分析等の活動を通じて、新規事業プロデュース活動のノウハウを派遣先の地域ネットワークへ提供する取組を行った。

上記の取組を通じて、派遣先において事業プロデューサーの役割を担う人材が育ち、事業終了後においても、自律的に事業プロデュース活動が継続される環境の形成につなげた。そして、今後は、成功事例・失敗事例の分析によって得られたモデルを、広く派遣先以外の地方にも周知し、事業プロデューサーの活動を地方においても定着させていく。

2-8-9図 事業プロデューサー派遣事業の概要



Column 12

事業プロデューサーの支援事例

地方創生のための事業プロデューサー派遣事業は、2016年度から3か年の事業として実施された事業であり、2016年10月～11月に事業プロデューサーの派遣が開始された。派遣期間内に事業化に至った26件のうち、2018年度に事業化に至った2件を紹介する。

● 事例1：株式会社タイラ（埼玉県所沢市）

○ 概要

株式会社タイラ¹は、プラスチック類・ゴム類などの化成品加工にて高い品質と柔軟なノウハウ、ニーズ対応力を持つ埼玉県の企業である。完全受注生産型であった事業形態から脱却し、自社製品の商品化を目標としていたところ、事業プロデューサーとの連携により、学生アイデアとのコラボレーションや開放特許の活用など新しい試みを重ね、念願の自社製品である香る単語帳「FLAROMA（フラロマ）」の開発・商品化に成功した。



○ 詳細

株式会社タイラは、プラスチック類・ゴム類などの化成品加工にて創業42年の歴史をもち、電化製品や文房具等製品の一部の製造を実施しており、蓄積された高い加工技術と多種多様な仕入れノウハウを有していた。

株式会社タイラの事業は完全受注型であり、事業の拡大を目的とし、新たな事業の柱として自社製品（“Made in Taira”）の開発を目標としていたものの、新商品の企画・開発、販路開拓等の経験やノウハウがなく、自社製品のアイデア出しや、その後の具体的な商品化の検討が難航していた。

さいしんコラボ産学官²主催の「中小企業のための『知財を活用した商品アイデア創出事業』2017 in 埼玉大会」にて、富士通株式会社の開放特許³を活用した“香る単語帳”の学生アイデアが最優秀賞を受賞していたところ、事業プロデューサーは、商品アイデアの実現企業として、プラスチック製品や文房具の加工・製造に技術力を持ち、新製品の開発を目指していたタイラを推薦した。そして、開発プロセスの整理、販売戦略立案、知財戦略立案等、新規開発を行うための道筋を示し、商品化の過程で創出された新たな開発アイデアを特許出願する支援⁴、商標「FLAROMA」の出願の支援⁵等も行い、株式会社タイラの念願の自社製品である、香る単語帳「FLAROMA（フラロマ）」の開発・商品化につなげた。

〈支援先企業のコメント〉

ご支援頂きありがとうございました。完全受注生産から脱却し、念願の自社製品の商品化を図ることが出来ました。開放特許など未知の分野へのチャレンジでしたが、社内の若手社員等とともに検討した商品企画や他分野の企業との連携、販売戦略の検討など、社内に貴重なノウハウを築くことが出来ました。引き続きご支援をお願いいたします。

1 1975年に設立、パッキン材・絶縁材・シールド材・テープ材等の製造

2 <http://www.collabosgk-saitama.com/>

3 「芳香発散装置」特許第5595698号

4 特願2018-85773

5 商願2018-61323



● 事例2：神楽フィースト株式会社 (福岡県北九州市)

○概要

神楽フィースト株式会社¹は、10日間もの間ワイン酸化を抑制する「神楽ディスペンサー」を開発した会社である。構造の改良、製造委託先の確保等に課題を抱えていたところ、事業プロデューサーは、構造上の課題を洗い出し、改良・開発案を提案し製品化を実現、製造委託先として適した樹脂加工メーカーを選定し、大手百貨店での販売開始につなげた。



○詳細

神楽フィーストは、酸化抑止効果、ランニングコスト、及びデザイン性が優れた神楽ディスペンサーを開発し、国内外8か所で特許を取得していた。

しかしながら、神楽ディスペンサーの厚肉一体構造ボディの製造委託先が見つからない、コックの角度が邪魔になり家庭用冷蔵庫に収納できない、販売ルートが分からないといった課題を抱えていた²。

それに対し事業プロデューサーは、北九州産業学術推進機構³ 中小企業支援センターと相談し、製造委託先として適した樹脂加工メーカーを選定することにより、量産体制を整備し、また、神楽ディスペンサーの構造の改良・開発案を提案し、製品化を実現した。さらに、大手百貨店が神楽ディスペンサーの販売ルートとして適切であると考え、首都圏大規模展示会に出展することを提案・実行し、大手百貨店仕入れ担当者にアプローチ等することにより、神楽ディスペンサーの大手百貨店での販売の開始につなげた。

〈支援先企業のコメント〉

近藤プロデューサーには、昔からの夢だった大手百貨店での販売ができたことに大変感謝しています。またメディアの取材もあり、販売が加速する手ごたえを感じています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

¹ 2007年に設立、神楽ディスペンサーの製造販売

² 「ワインディスペンサー」特許第5043231号、その他米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、韓国

³ <https://www.ksrp.or.jp/fais/>



(4) 福島県における知財活用を応援します！～福島知財活用プロジェクト～

福島県では、震災から8年が経過し、企業立地や産業創出が進むなど、知財活用の重要性が高まっている。また、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想への取組、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所の開所から5年など、知財が生まれる環境整備が進んでいる。

しかし、県内の中小・ベンチャー企業における知財活用は一部にとどまっていることから、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度より、知財活用の重点支援（福島知財活用プロジェクト）を実施している。

2018年度は、県内の中小・ベンチャー企業が自社の強み・魅力となる技術・アイデア・ブランド力などを経営に活かしていただきたい、そのような願いを持って、自治体及び教育機関との共催で「知って得する活かせる知財」と題した知財活用セミナーを県内三か所で開催した。セミナーでは、企業・教育機関・金融機関・知財専門家（弁理士）による知財活用のメリットやリスクの解説や、自治体・支援機関による地域の取組紹介などを取り上げ、後日、地方紙を通じて、県内全域に対して開催概要を発信した。

2019年度は、セミナー開催でつながった地域ネットワークを基に、企業経営者・学生等に対する知財人材育成や、知財を活用した事業化ノウハウの蓄積を目的とした取組を実施する予定である。

①会津地方「Aizu × IT × STARTUP」

共催：会津若松市、会津大学

日時：2019年1月22日（火）

会場：会津大学講堂（会津若松市）

来場者：学生、企業経営者など約100名

ITとSTARTUP（ベンチャー）をテーマに、トークセッションとパネルディスカッションを実施。知財を戦略的に活用したITビジネスによる会津地方の活性化などについて議論、意見交換した。

②浜通り「イノベーション・コースト構想を未来へつなぐ人・ビジネス」

共催：いわき市

日時：2019年1月31日（木）

会場：いわき産業創造館（いわき市）

来場者：企業経営者、金融機関など約110名

知財教育とイノベーション・コースト構想をテーマに、2本のパネルディスカッションを実施。地域で進める知財人材育成や、自治体や金融機関による企業支援等について議論、意見交換した。

③中通り「福島における知財活用の進展（医療、そして）」

共催：郡山市

日時：2019年3月6日（水）

会場：郡山商工会議所ホール（郡山市）

来場者：企業経営者、支援機関など約120名

医療とこれまでの総括をテーマに、2本のパネルディスカッションを実施。会社の発展につなげる知財活用手法や産学連携などの地域ネットワークの活用について議論、意見交換した。



会津地方



浜通り



中通り

5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1) 巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」を、2018年度には全国9地域、10都市で開催した。

特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接を中心に、経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等とも連携して、地域の特性を踏まえた知的財産制度や支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を行う普及啓発イベントを開催した。また、普及啓発イベントの中で日本弁理士会主催「知財広め隊セミナー」を併催した。

2019年度も全国各都市で開催し、地域における知的財産のより一層の活用を図る。



巡回特許庁 ロゴマーク

2-8-10図 巡回特許庁 2018年度実績

巡回特許庁 in 九州 (H30.8.22~9.18)	巡回特許庁 in 東北 (H30.9.4~10.1)
■普及啓発イベント（佐賀市） ○地域で光り輝く企業を目指して 138名 ○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！ 29名 ○商標審査官による商標出願セミナー 44名 ○知財情報を活用しよう～J-PlatPatを使った調査～ 31名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 44名 ○相談コーナー 24件 ■出張面接 実施件数 4件 企業数 2社（特許）	■普及啓発イベント（青森市） ○グローバル時代を生き抜く知財戦略 168名 ○オープン・イノベーションと知財戦略 73名 ○道の駅を舞台にした戦略的な地域活性化と地域ブランドの育成 57名 ○知財情報を活用しよう～J-PlatPatを使った調査（意匠・商標編）～ 30名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 30名 ○相談コーナー 6件 ■出張面接 実施件数 1件 企業数 1社（特許）
巡回特許庁 in 浜松 (H30.9.10~10.5)	巡回特許庁 in 山口 (H30.9.27~10.24)
■普及啓発イベント（浜松市） ○第四次産業革命がもたらすオープンイノベーションの新潮流とものづくり企業の将来 113名 ○オープンイノベーション時代を生き抜く中小・ベンチャーの知財戦略 78名 ○地域ブランドって何？～地域の特色を活かした選ばれる商品づくり～ 33名 ○電気自動車（EV）に関連する特許出願動向セミナー 63名 ○知的財産の視点からみる農林水産業 37名 ○経営をデザインする～既存技術を活用した新事業開発～ 55名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 23名 ○相談コーナー 15件 ■出張面接 実施件数 6件 企業数 2社（特許）	■普及啓発イベント（山口市） ○今すぐ実践できる地域ブランド戦略 82名 ○商標権を戦略的に活用！～長州黒かしわを全国へ～ 16名 ○事業の成功のウラに知財あり！～事業を支える知財戦略～ 36名 ○知財情報を活用しよう～J-PlatPatを使った調査～ 14名 ○商標の力は、ブランディングの成功を左右する 26名 ○明日からできる営業秘密管理 15名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 18名 ○子供向け工作教室・パネル展示（巡回特許庁 in 山口プレイイベント） 40名 ○相談コーナー 10件 ■出張面接 実施件数 8件 企業数 3社（特許）

巡回特許庁 in KANSAI (H30.10.16～11.12)	巡回特許庁 in 福井 (H30.10.30/出張面接 7.9～8.3)
■普及啓発イベント（大阪市） ○「経営に資する知財戦略の最前線」 153 名 ○パテントマップ／意匠マップ活用セミナー 93 名 ○日本弁理士会併催「知財広め隊セミナー」 62 名 ○ライフサイエンス分野の特許出願動向・審査基準セミナー 30 名 ○知財紛争リスクへの備え！審判制度説明会 89 名 ○劇仕立て！模擬口頭審理 70 名 ○企業ブランド化における知的財産活用とリスク管理セミナー 66 名 ○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！ 19 名 ○経営をデザインする 40 名 ○相談コーナー 22 件 ■出張面接 実施件数 80 件 企業数 29 社（特許）	■普及啓発イベント（福井市） ○“医療現場を変える”中小企業の挑戦～心臓シミュレーターの開発と知的財産～ 146 名 ○共同研究・開発時における知的財産を学ぶセミナー 68 名 ○海外展開を見据えた知的財産活用セミナー 54 名 ○知的財産権利取得・活用セミナー 44 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 17 名 ○中小企業のみなさん！特許出願してみませんか？！～特許庁が皆様の疑問にお答えします～ 17 名 ○相談コーナー 17 件 ■出張面接 実施件数 49 件 企業数 29 社（特許） 13 件 企業数 4 社（意匠）
巡回特許庁 in 中部 (H30.11.29～12.26)	巡回特許庁 in 北海道 (H30.12.12～H31.1.8)
■普及啓発イベント（名古屋市） ○中部知財フォーラム 2018 「経営に資する知財戦略の最前線」 145 名 ○オープン・イノベーションと知財戦略 84 名 ○取引先企業の事業理解を深めて本業支援へ 54 名 ○経営をデザインする 70 名 ○中小企業のみなさん！ 知財を活用してみませんか？！ 21 名 ○知財紛争リスクへの備え！審判制度説明会 57 名 ○劇仕立て！模擬口頭審理 35 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 38 名 ○警察捜査から見た知的財産 33 名 ○模倣品の輸入を阻止するために 20 名 ○相談コーナー 19 件 ■出張面接 実施件数 112 件（特許） 25 社（特許） 12 件（意匠） 2 社（意匠）	■普及啓発イベント（札幌市） ○モノづくり中小企業を活性化させる 4 つの秘訣 131 名 ○地域ブランド成功の法則 52 名 ○知的財産の視点からみる農林水産業 32 名 ○オープン・イノベーションと知財戦略 39 名 ○劇仕立て！模擬口頭審理 30 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 25 名 ○海外進出時における知財リスク 26 名 ○相談コーナー 7 件 ■出張面接 実施件数 0 件
巡回特許庁 in 高知 (H31.1.24～2.20)	巡回特許庁 in 那覇 (H31.1.30～2.26)
■普及啓発イベント（高知市） ○下町ロケットの弁護士が語る中小企業のための知的財産経営のススメ 81 名 ○久保田の誕生と商品育成 35 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 31 名 ○グローバル企業と対等に渡り合える知的財産経営とシリコンバレー流の知的財産経営 30 名 ○商標審査官による商標出願セミナー 16 名 ■出張面接 実施件数 8 件 企業数 3 社（特許）	■普及啓発イベント（那覇市） ○企業の強みを生かす知財マネジメント 102 名 ○知的財産の活用事例 36 名 ○ブランド戦略の考え方と効果的な商標の使用方法 32 名 ○模擬口頭審理 ～口頭審理を実演します！～ 23 名 ○日本弁理士会併催イベント「知財広め隊セミナー」 14 名 ■出張面接 実施件数 0 件

※上記に加え、各開催都市で INPIT 知財総合支援窓口とよる支援拠点が連携し、何でも相談コーナー（臨時相談窓口）を開設。

(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」を全国各地で広く一般に向けて開催している〔2-8-11 図〕。

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や、中小企業支援施策について説明を行った。

2018 年度においても 2017 年度に引き続き、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化した。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、国際出願の手続等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

2018 年度は、これまで一部の中小企業が対象だった特許料等の軽減措置を全ての中小企業に拡充する等の改正を行ったことから、「特許法等改正説明会」を併せて開催し、改正内容について周知・説明した。

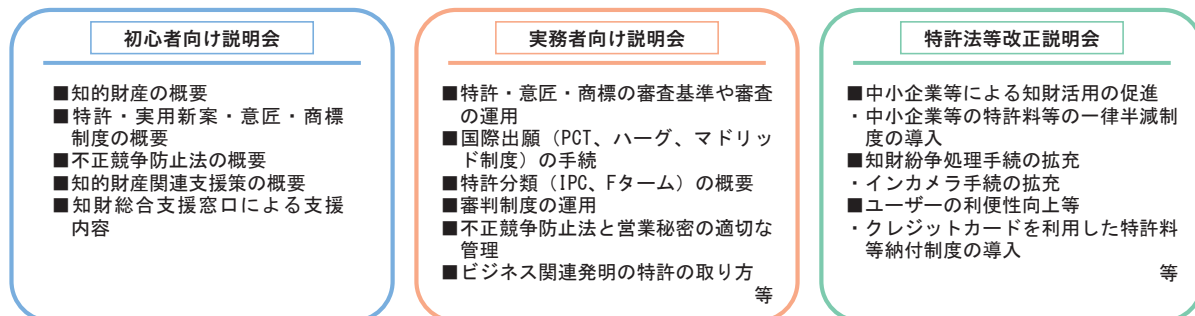
◇ 2018 年度実績

初心者向け説明会：全国 47 都道府県で計 59 回開催 7,476 人が参加

実務者向け説明会：全国 21 都市で計 57 回開催 8,249 人が参加

特許法等改正説明会：全国 11 都市で計 13 回開催 1,683 人が参加

2-8-11 図 知的財産権制度説明会における講義内容



(3) 産業財産権専門官

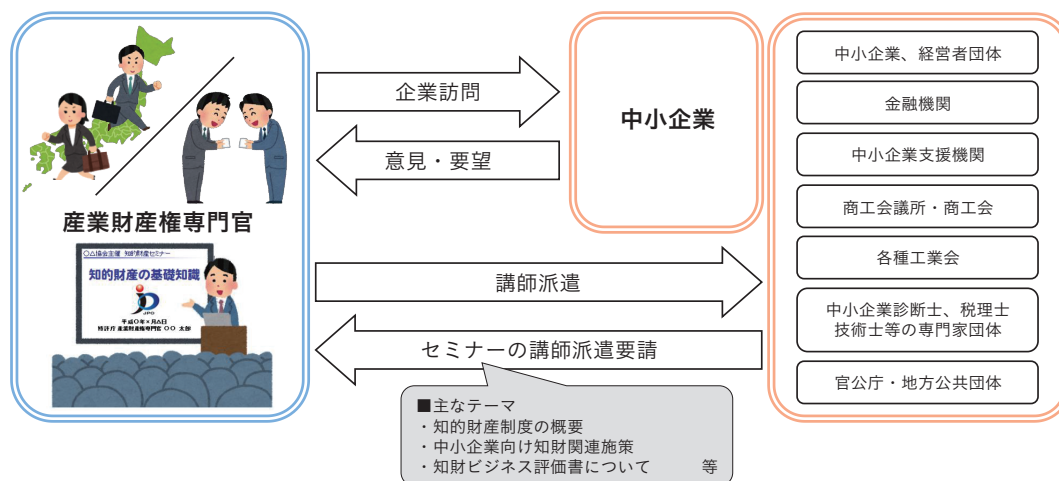
産業財産権専門官は、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている〔2-8-12 図〕。また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善へ繋げている。2018 年度は企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会や、中小企業等にとって身近な支援機関

である金融機関でのセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけた。また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施した。

◇ 2018 年度実績

中小企業等への個別企業訪問：278 社
知的財産セミナー・研修会講師：99 回

2-8-12図 産業財産権専門官の業務



6. 全般的な支援・施策

(1) 情報の提供による支援

① 特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報¹」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要なことである[2-8-13図]。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

・技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の体系である国際特許分類（IPC）や我が国独自の細分化された体系であるFI、Fターム等の分類記号が付与されている。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の

技術情報を効率的に抽出することができる。

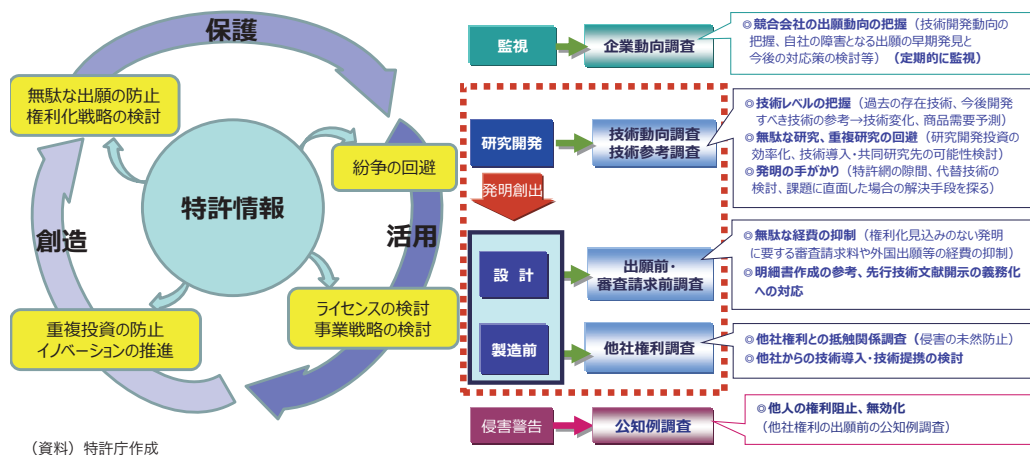
・権利情報

発行された公報には、既に取得された又は今後取得される可能性のある権利範囲が明示されており、当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

ユーザーは、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、民間の特許情報サービス提供事業者²、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している[2-8-14図]。

特許庁又はINPITが運営する特許情報提供サービスに関しては、2016年5月に公表された情報普及活用小委員会の報告書³において、グローバル化に対応しつつ、IT技術の進展、海外庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及びINPITはこの方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

2-8-13図 特許情報と知的創造サイクル



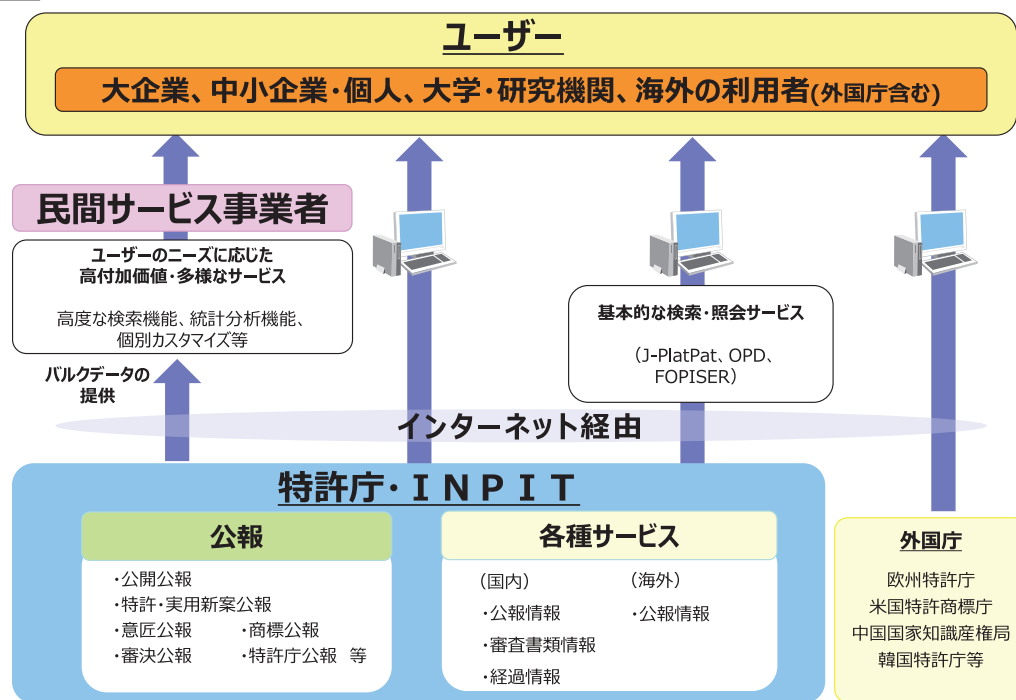
¹ 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

² 国内には、特許情報サービスを提供する大小の様々な民間事業者が存在し、その数は250を超える。

³ <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>



2-8-14図 特許情報の普及・活用の流れ



(資料) 特許庁作成

b. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム¹ (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類記号、キーワード等により検索することができる。さらに、日本や海外での出願・審査・審判に関する経過情報(ドシエ情報)を照会することもできる。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億3,000万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2019年5月には、審査・審判経過情報が更新されるまでのタイムラグの改善や、提供される書類の範囲・検索対象の拡充等の機能改善を行った(Column 13 参照)。今後も、より充実したサービスを提供すべく、改善内容を検討していく。

c. 外国特許情報サービス(FOPIser)

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、日本国特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス² (英語名: Foreign Patent Information Service、略称: FOPIser)」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPIserでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>2 <https://www.foreignsearch.jpo.go.jp/> (サービス提供時間: 開庁日の9時から20時まで)

d. 画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」¹の提供を2015年10月1日より提供している[2-8-16図、2-8-17図]。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

○イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い(近い)順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる

○並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる

○日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらない、比較画像のイメージファイルを入力するだけの調査をすることができる

○専門的な知識を有する者には、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる

○インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV形式でダウンロードすることができるようになった。

2-8-15図 特許庁・INPITが提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州(EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス (FOPISER)	特許・実用新案	シンガポール、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州(EUIPO)、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
	商標	欧州(EUIPO)、ベトナム、タイ、台湾智慧財産局、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠(画像意匠)	日本

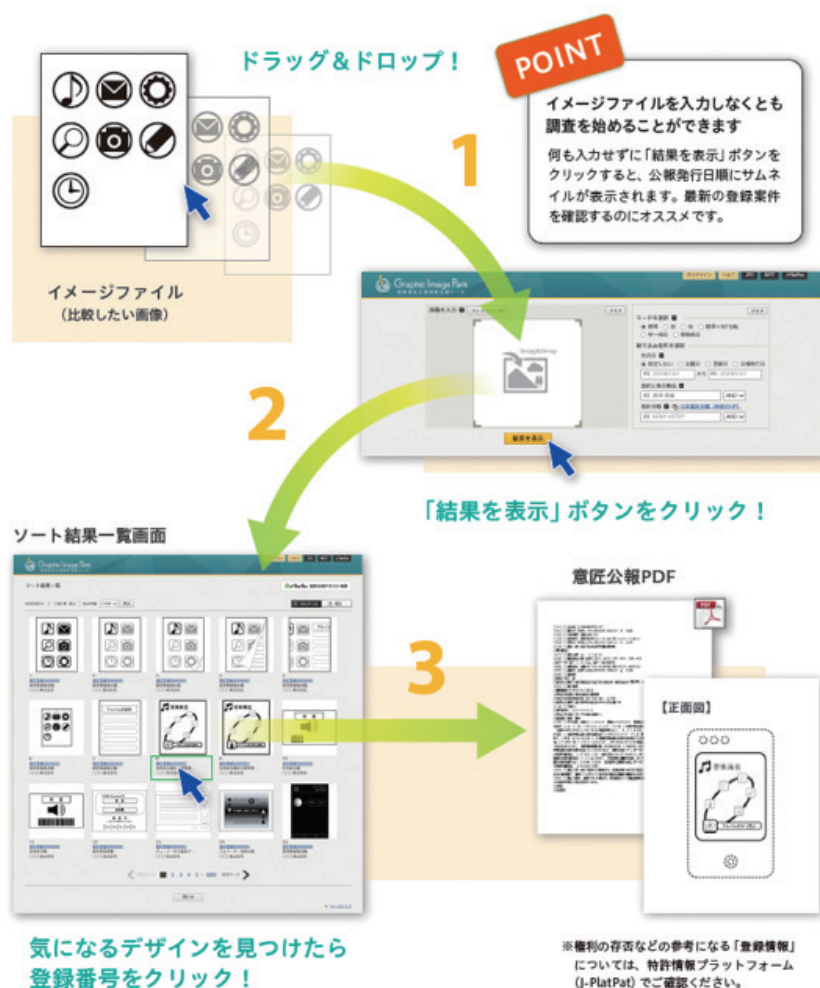
¹ <https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>



2-8-16図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ



2-8-17図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法



e. 海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2018年度には、新たにマレーシアと特許情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述したJ-PlatPat、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

一方で、我が国の特許公報等が海外でも先行技術として適切に考慮されるように、日本国特許庁の保有する特許情報を海外特許庁や国際機関へ定期的に提供している。2013年6月に開催された五庁長官会合において、特許情報をマージナルコスト¹又は無償で提供すること等、各国特許庁

間の障壁無き特許情報流通のための基本原則を合意した。2014年7月から当該基本原則に基づくデータ交換が開始されており、今後、当該基本原則の枠組みを拡大させることを検討している。

f. 特許庁が保有するデータの一般提供²

現在、特許庁及びINPITは、特許情報標準データ、整理標準化データ、公開特許公報英文抄録(Patent Abstracts of Japan (PAJ))、米国・欧州・中国の公報の和文抄録等の各種データを作成している。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPatに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている[2-8-18図]。

また、民間事業者向けに特許情報の一括ダウンロードサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-8-18図 特許庁・INPITが作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすいTSV形式に変換・加工したもの。2019年5月より新たに提供開始。
整理標準化データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすいXML等の形式に変換・加工したもの。2019年9月に提供終了予定。
公開特許公報英文抄録(PAJ)	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中国特許和文抄録	以下の3種類のデータが存在する。 ・2010年～2015年に公開された中国特許出願公開公報の要約を人手により日本語に翻訳したもの。 ・機械翻訳の補完として、一部の中国登録特許公報について、特許請求の範囲及び明細書等から発明の内容の理解に必要な部分を摘記し、人手により日本語に翻訳したもの。 ・国際調査報告で引用された一部の中国公開特許公報または中国登録特許公報の全文を、人手により日本語に翻訳したもの。
中韓文献機械翻訳文	J-PlatPatで提供する中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

¹ データの複製費用、データの格納する媒体の費用及び送付等のための追加的経費のみで、データ作成、メンテナンスを含まない費用のこと。

² 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2.を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト¹⁾」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。出願人等からは、社内教育においても大変参考になる内容であり、活用しているとの評価を受けている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンク²⁾は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財

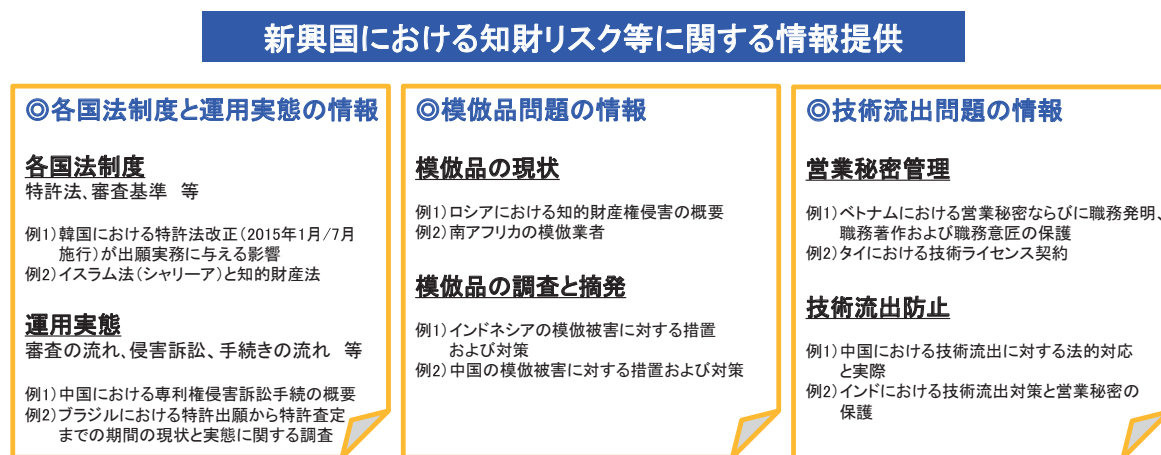
産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している[2-8-19図]。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,374件(2019年3月末現在)の記事を掲載している。

また、本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-8-19図 新興国等知財情報データバンクのイメージ



1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>
2 <http://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



④特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹⁾」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²⁾。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2019年3月末時点で利用企業は約1,500社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a. 大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館（IPDL）の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305件の大学等
(2019年3月末時点)

b. 開放特許情報データベース³⁾

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：28,582件（2019年3月末時点）
(うち 企業：4,601件、大学・TLO：8,268件、公的研究機関等：15,713件)

c. リサーチツール特許データベース⁴⁾

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：379件（2019年3月末時点）
(うち 企業：15件、大学・TLO：200件、公的研究機関等：164件)

d. 知的財産権取引業者データベース⁵⁾

我が国における知的財産権取引ビジネスの振興及び知的財産情報活用のための環境整備の一環として、知的財産権取引を行う事業者から提供されたサービス内容等の情報をデータベース化し、「知的財産権取引業者データベース」において提供している。

◇登録件数：171件（2019年3月末時点）

1 https://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm

2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

3 <https://plidb.inpit.go.jp/>

4 <https://plidb.inpit.go.jp/research/home>

5 <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/db/agentsdb>



Column 13

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の機能改善

2019年5月7日、J-PlatPatのユーザーインターフェースを一新し、情報提供の迅速化や照会・検索対象範囲の拡充などの機能改善を行った。主な改善点を以下に紹介する。

○情報提供の迅速化

特許庁が書類を発出してから審査・審判経過情報が参照可能になるまでの期間を、「約3週間」から「原則1日」に短縮する。

○機械翻訳の質の改善

AIを活用した最新の機械翻訳アルゴリズムにより、質の向上した日英翻訳を提供する。

○照会できる手続書類の拡充

特許・実用新案の手続書類に加え、2019年1月以降に特許庁に提出又は特許庁から発送された意匠（登録済）・商標の手続書類も新たに照会可能とする。

○表示画面の改善

初めての方でもスムーズに利用できるよう、トップメニューなどの表示画面を整理する。

○データベースの拡充

特許庁の審査で拒絶された商標や、登録後に権利が抹消された商標を新たに検索可能とする。また、近年急増している中国の特許文献を日本語で検索可能とする。

各種メニューを整理・簡素化し、どれを選ばよいかをわかりやすく。本画面は特許・実用新案の例だが、意匠、商標、審判も同様に整理。

ヘルプデスク 03-3588-2751 (平日9:00~21:00) helodesk@j-platpat.inpit.go.jp 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

特許・実用新案
特許・実用新案番号照会/OPD
特許・実用新案検索
特許・実用新案分類照会(PMGS)

簡易検索

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。検索対象は ☐ コチラをご覧ください。
分類・日付等での詳細な検索をされる場合は、メニューから各検索サービスをご利用ください。

☒ 四法全て ☐ 特許・実用新案 ☐ 意匠 ☐ 商標

例1) 人工知能 例2) 2019-00012X

自動絞り込み ?

検索

2019年 初心者向け
知的財産権制度
説明会
参加費 無料
テキスト付

2019年4月にJ-PlatPat機能改善説明会を実施いたしました。
当日配布したテキストは、説明会サイトにて公開しています。

新しいJ-PlatPatのトップページ

(2) 料金面等における支援

①個人・中小企業を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、特許法、産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法¹に基づき、個人・法人及び研究開発型中小企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）等の減免措置を講じている。また、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許の審査請求を行った案件については、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の3分の2を軽減する措置²を講じている。

◇2018年度実績

○特許法に基づく支援

資力を考慮して定められた個人・法人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置。

- ・特許料の減免 : 2,077 件
- ・審査請求料の減免 : 1,819 件

○産業技術力強化法及び中小ものづくり高度化法に基づく支援

研究開発型中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・特許料の軽減 : 22,450 件
- ・審査請求料の軽減 : 6,292 件

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置。

- ・特許料の軽減 : 3,352 件
- ・審査請求料の軽減 : 4,635 件

b. PCT 国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金制度³

特許庁は、2014年4月1日から2018年3月31日までに特許庁に受理された PCT 国際出願に

ついて、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT 国際出願に係る調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2を軽減する措置を講じている。また、同期間中に特許庁に受理された PCT 国際出願について、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に、PCT 国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関（WIPO）に対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）の3分の2を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置を講じている。

◇2018年度実績

○産業競争力強化法に基づく支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する調査手数料・送付手数料及び予備審査手数料の3分の2軽減措置。

- ・調査手数料・送付手数料の軽減 : 675 件
- ・予備審査手数料の軽減 : 29 件

○国際出願促進交付金による支援

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する国際出願手数料及び取扱手数料の3分の2を交付する措置。

- ・国際出願手数料及び取扱手数料の交付 : 677 件

②大学・TLO等を対象とした軽減措置

a. 特許料・審査請求料の軽減措置

特許庁は、TLO 法⁴及び産業技術力強化法に基づき、大学・TLO 等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の2分の1を軽減する措置を講じている。

◇2018年度実績

○TLO 法に基づく支援

承認 TLO 及び認定 TLO に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・特許料の軽減 : 606 件
- ・審査請求料の軽減 : 174 件

¹ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成 18 年 4 月 26 日法律第 33 号）

² 2014 年 4 月から 2018 年 3 月までに特許の審査請求を行う場合が対象。

³ 2014 年 4 月から 2018 年 3 月までに特許の PCT 国際出願を行う場合が対象。

⁴ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年 5 月 6 日法律第 52 号）

○産業技術力強化法に基づく支援

大学及び大学研究者に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置。

- ・特許料の軽減：7,688 件
- ・審査請求料の軽減：3,418 件

(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト¹⁾」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ&A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇ 2018 年度実績

相談件数：8,542 件



1 <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



(4) 相談業務による支援

①ワンストップによる解決支援(INPIT 知財総合支援窓口)

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を47都道府県すべてに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している[2-8-20図]。

INPIT 知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法（特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護）の説明、アドバイス。

b. 特許出願等の手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

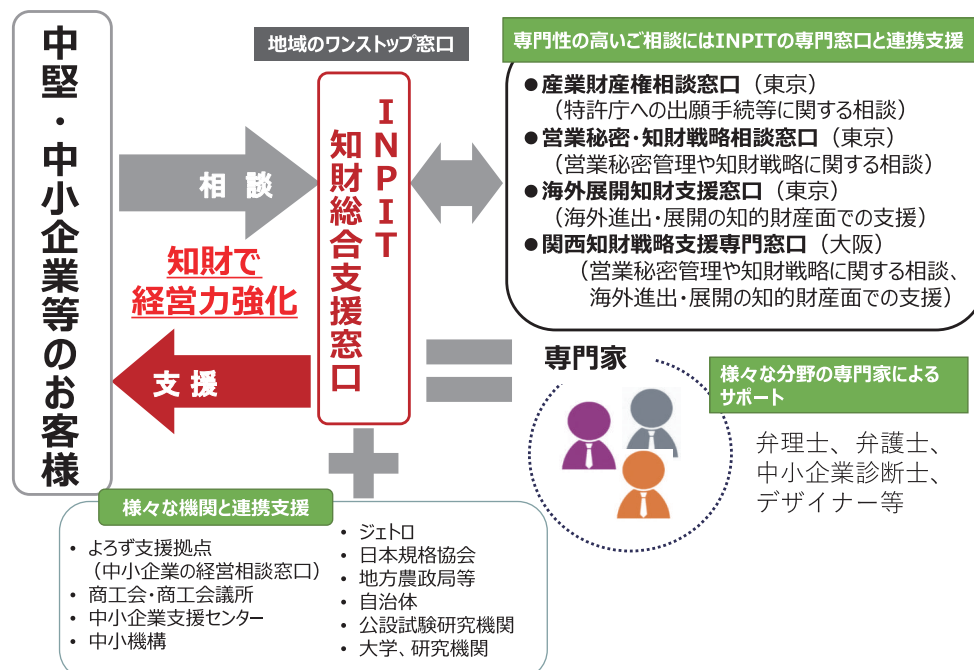
f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時から知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

2-8-20図 INPIT 知財総合支援窓口における相談対応



h. 職務発明規程の導入等に関する支援

2015年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i. 知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j. 知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k. 他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

◇ 2018年度実績 相談件数：102,551件



「知財ポータル」(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)：各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

②出願手続・産業財産権に関する相談

a. 産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、WEB、文書（手紙、ファックス）にて行うことができる。

◇ 2018年度実績

相談件数：30,367件

窓口相談 平日9:00～17:45
(受付は17:30まで)

電話相談 TEL03-3581-1101
(内線2121～2123)
(平日8:30～18:15)

b. 知的財産相談・支援ポータルサイト²

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口にて問合せをすることもできる。

◇ 2018年度実績

FAQ閲覧利用件数（産業財産権）：
423,369件



知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

1 産業財産権相談窓口 https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2 知的財産相談・支援ポータルサイト <https://faq.inpit.go.jp/>



③営業秘密・知財戦略に関する相談

営業秘密・知財戦略相談窓口¹においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な知的財産戦略アドバイザー（企業 OB）や弁護士等の専門家が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門家に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する相談については独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と連携するなど、関係機関と協力して対応している [2-8-21 図]。

2018 年度は、666 件の中小企業等からの相談に応じた。

その他、知的財産戦略アドバイザーによる「営業秘密・知財戦略セミナー」の開催や、知的財

産相談・支援ポータルサイト²における e ラーニングコンテンツの提供等、普及啓発活動を積極的に展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス³」を提供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンを INPIT に預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用权などに関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時の立証負担を軽減する効果が期待できる。

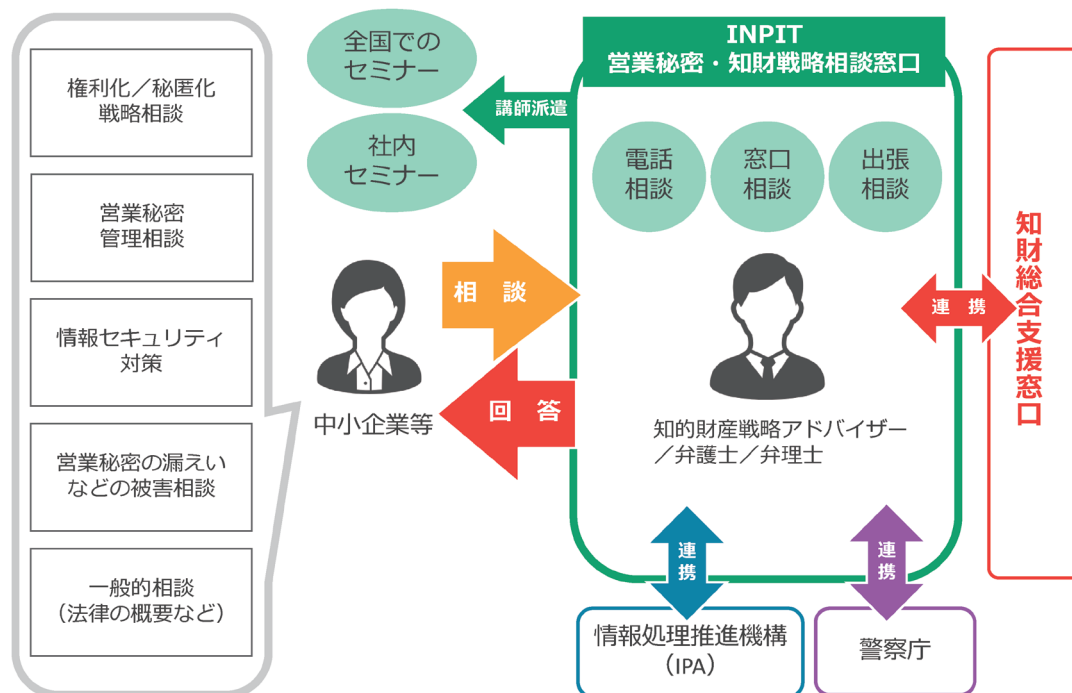
窓口相談 平日 9:00 ～ 17:45

（受付は 17:30 まで）

電話相談 TEL 03-3581-1101（内線 3844）

（平日 9:00 ～ 17:45（受付は 17:30 まで））

2-8-21 図 営業秘密・知財戦略相談窓口の相談・支援体制



1 営業秘密・知財戦略相談窓口

<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>

2 知的財産相談・支援ポータルサイト（営業秘密・知財戦略に関する情報）

<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/>

3 タイムスタンプ保管サービス <https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/ts/>



④海外展開に関する相談

海外展開知財支援窓口¹では、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知財リスクについてのアドバイスを行い、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化や、取得した権利を利益に結びつけるための活用の方法について、海外駐在経験と知的財産実務経験が豊富な民間企業出身の専門人材である海外知的財産プロデューサーが支援を行っている。全国にある知財総合支援窓口とも連携しており、相談内容に応じて海外知的財産プロデューサーによる支援を受けることを可能にしている。

お問い合わせ先（海外展開知財支援窓口）

TEL 03-3581-1101（内線 3823）

（平日 9:00 ～ 17:30）

⑤その他の相談

a. 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示（GI）保護制度や品種登録制度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせて活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、INPIT が各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、農林水産省主催のGIと種苗登録制度にかかる研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携して地域ブランドセミナーを開催し、地域団体商標制度に加え、GI保護制度についても説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

b. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat²の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPat ヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPat ヘルプデスク

TEL 03-3588-2751（平日 9:00 ～ 21:00）

1 海外展開知財支援窓口 <https://faq.inpit.go.jp/gipdp/service/>

知的財産相談・支援ポータルサイト
（海外展開の知財支援に関する情報）
<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/type.html>

2 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>



(5) 専門人材による支援

我が国産業の国際的な競争力を保持しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要があり、創出される知的財産を戦略的に保護・活用する知的財産戦略が極めて重要である。このため、特許庁・INPITでは、専門人材を適所に配置し、企業や大学等の知的財産マネジメントを支援している。

①知的財産戦略アドバイザー

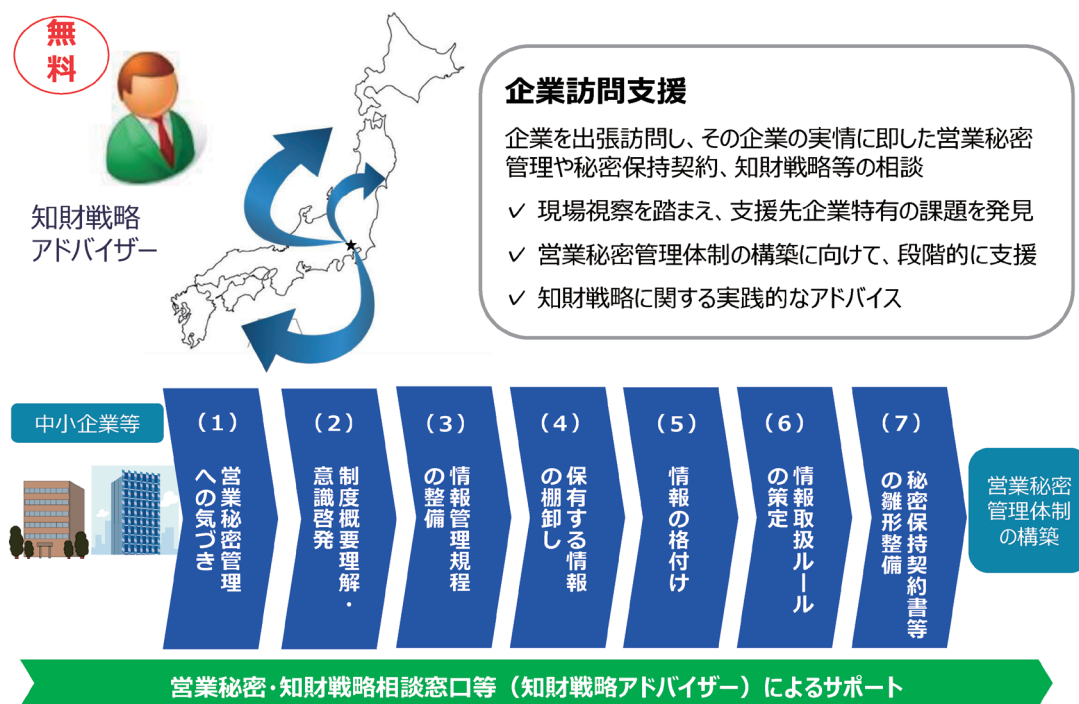
「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」¹に所属する知的財産戦略アドバイザーは、同窓口での相談受付に加えて、中小企業等を訪問し、経営幹部を含めた複数の社員に対して小規模なセミナーを実施したり、現場を視察したう

えで具体的なアドバイスをしたりできるように、出張による個別企業支援を積極的に実施している[2-8-22 図]。

出張支援では、現場視察をすることで訪問した企業に特有の課題を発見し、より実践的なアドバイスを行うことが可能になっている。秘密管理のための社内体制の構築を目指す企業に対しては、訪問が複数回に及ぶこともある。単なる質問と回答というやりとりにとどまらず、知的財産戦略アドバイザー及び知財総合支援窓口の担当者等による営業秘密管理の規程整備に向けての支援によって、企業等において実際に秘密管理体制を運用できるレベルまで導くことを目標として活動している。

◆ 2018 年度実績
出張支援 340 回

2-8-22図 知的財産戦略アドバイザー派遣事業の概要



¹ 営業秘密・知財戦略相談窓口
<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>



②海外知的財産プロデューサー

海外展開において刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応やライセンスといった知的財産の活用等の知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントの支援のため、2011年度から、海外駐在経験及び知的財産実務経験がともに豊富な民間企業出身の専門人材を海外知的財産プロデューサーとして INPIT に配置し、関係機関と連携しながら中堅・中小企業等に対する支援を行っている。2016年度からは、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が事務局を行う新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、全国の他の支援機関と連携しながら支援を行っている。

具体的には、海外知的財産プロデューサーは、海外での事業展開を考えている企業等に対して、ビジネスの形に応じた様々な知的財産リスクについてのアドバイスをを行った上で、ビジネス展開に応じた知的財産の権利化（例えば、どのような権利をどの地域で取得すべきか）や、取得した権利を利益に結びつけるための活用（例えば、企業の海外進出目的や保有する知的財産に合わせたビジネススキームの提案）について支援している[2-8-23 図]。

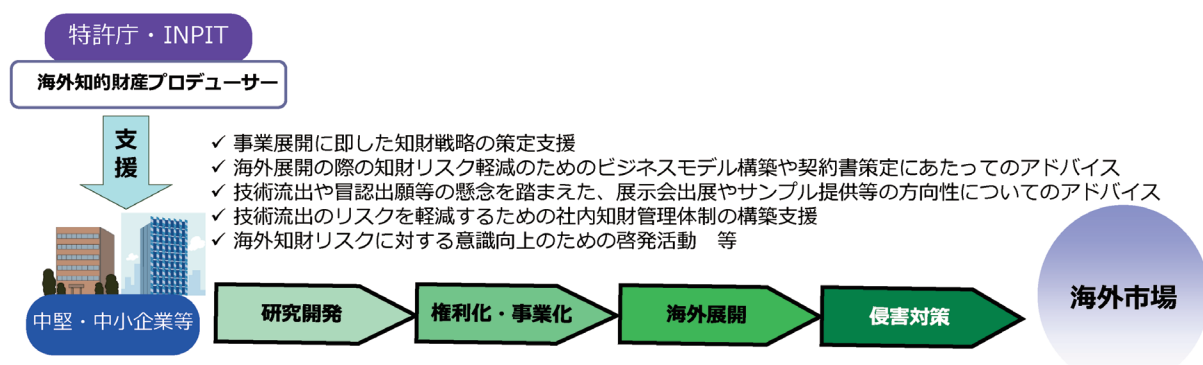
また、海外知的財産プロデューサーは、海外ビジネス上の様々な知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を広めるための講演も行っている。

◇ 2018 年度実績

支援企業等 308 者

講演等 79 回

2-8-23図 海外知的財産プロデューサー派遣事業の概要



③知的財産プロデューサー¹

大型の公的資金が投入され、革新的技術の研究開発を行う“産学官連携型”の研究開発プロジェクトを推進している大学または研究開発機関に、事業化出口を目指す知的財産戦略の策定や各種知財活動等をサポートするため、企業等において豊富な実務経験をもつ知的財産プロデューサーを派遣する「知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。

④産学連携知的財産アドバイザー²

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、地域の中堅・中小企業等との連携や大学発スタートアップの創業等の産学連携・知財活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、事業化を目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援する「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を実施している。

1 第2部第8章3. (2) 参照
2 第2部第8章3. (3) 参照

海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサーは、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を実例として紹介する。

● 株式会社エイビス（大分県大分市）

「考え方がガラリと180度変わりました」

他機関の支援を受けていた当社「みまもりシステム」に関し、事前に模倣品対策や知的財産の視点を入れた契約の検討が必要と助言されていた。そんな折、INPIT 海外知的財産プロデューサーへの相談を薦められたのがきっかけで支援が始まった。

支援は知的財産・契約の課題整理からスタート。経営課題に比べて、知的財産と契約の課題をあまり重視していなかったため、相談当初は担当者もおらず、こんなに多くの課題があるのかと感じたのを覚えている。支援は、当社が現実的に対応できる範囲を踏まえた上で、事業で押さえるべき点は何か、そのために必要な対策



代表取締役社長 吉武俊一氏

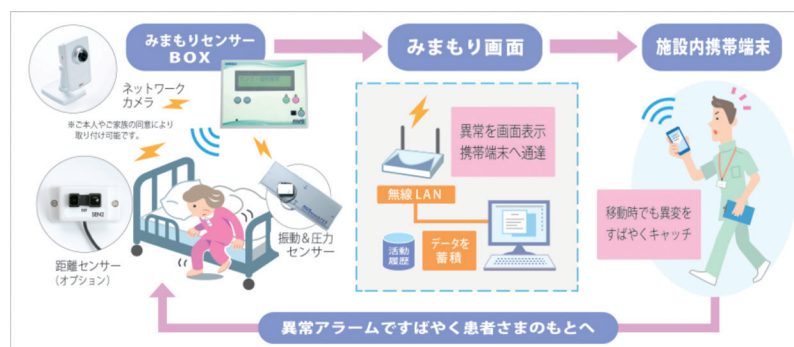
は何かを、企業の日線で助言してもらえたため、知的財産と契約の重要性を改めて認識し、これらの検討が大いに進んだ。

「“みまもりシステム”のスムーズな海外展開に向けて」

タイを含めた海外への特許・商標出願の留意点、秘密情報管理、関連契約の必要性やポイント等に関し、アドバイスを受け、タイへの事業展開は順調に進行中である。支援の中で、知財担当の設置等のアドバイスを受け、知財体制の整備を並行して進めた。また、地元企業との合弁でタイの現地法人を設立し、さらには、タイにおけるニーズ探索のため、地元大学と共同研究に着手した。当初は敷居が高いと思っていた海外知的財産プロデューサーへの相談であったが、事業面での課題を含めて気軽に相談できる上に、何度でも訪問支援してもらえる点で大変有用であった。

〈海外知的財産プロデューサーのコメント〉

本件はタイでの事業展開に向けて、知財・契約関連等の直面する課題解決を支援した事例です。今後は知財体制の強化といった中長期的な課題を含めて、支援を継続していく所存です。（海外知的財産プロデューサー 松島重夫氏）



「みまもりシステム」運用イメージ（介護施設・病院向け）



7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2018年度の意見交換会の実績

2018年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を実施した。2018年度は、ベンチャー企業の知的財産への意識を高めていくとともに、権利取得の経験が少ないベンチャー企業特有のニーズを具体的に把握するため、ベンチャー企業との意見交換についても積極的に実施した。特許庁長官、特許技監、及び審査部による2018年度の意見交換会の回数は、延べ420回程度となった。

(2) 2018年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、事業戦略・技術開発戦略と知財戦略の連携、第四次産業革命を視野に入れた知的財産システムの在り方、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題、標準必須特許をめぐる紛争等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-8-24図 紹介した主な支援策

ベンチャー企業・中小企業支援	・ベンチャー企業対応面接活用早期審査 ・ベンチャー企業対応スーパー早期審査 ・特許料等の減免制度
第四次産業革命への対応支援	・IoT関連技術の特許分類 ・IoT審査チーム ・コンピュータソフトウェア関連発明の審査基準等の改訂
戦略的な知的財産活動支援	・事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	・特許審査ハイウェイ (PPH) ・PCT 協働調査試行プログラム ・日米協働調査試行プログラム ・日本国特許庁の審査官によるアジアの知財庁への研修の実施
その他の支援	・標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き ・特許異議申立制度

グローバル知財戦略フォーラム 2019

2019年1月28日と29日に、特許庁は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）との共催により「グローバル知財戦略フォーラム 2019¹」を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連情報の共有、知財活用に関する取組の情報交換の場、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

2018年度は、「新しい時代と価値をデザインするビジネス×知財戦略」をメインテーマとして、

グローバルビジネスにおけるデータ・技術・デザインといった多面的な知的財産・知的資産の活用、スタートアップのグローバル戦略における知財の役割等を論点とする講演・パネルディスカッションを行った。

開催二日間で来場者数は延べ1,500名を超え、多くの方々と賑わうフォーラムとなった。

今後も、日本国企業のグローバルな知的財産活動を支援するため、本フォーラムを開催していく。



講演・パネルディスカッション会場の様子



KDDI 株式会社 理事 技術統括本部 新技術企画担当
宇佐見正士氏

【特別講演 1】顧客価値をデザインするための
オープンイノベーションと知財戦略



株式会社ユニコンファーム 代表取締役社長
田所雅之氏

【特別講演 2】イノベーションを起こす
7つのポイント

¹ https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/forum_kokunai00040.pdf

